

○角委員長

おはようございます。ただいまから、22日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名です。委員定数の半数以上に達していますので、この委員会は成立いたしました。

日程に入る前に報告いたします。

本日の欠席の届出が、林政男委員からありました。

以上で報告を終わります。

本日は、議案第11号、令和3年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第15号、令和3年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第16号、令和3年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とし、経済建設常任委員会所管事項の審査を行います。

委員の皆様に申し上げます。

質疑は、議事運営の能率を図る上から、決算書等の内容に沿ってページ数を明示した上で内容を明解にして質問されますよう、お願いいたします。

また、本特別委員会の発言時は、質問者、答弁者ともに挙手の上、指名を受けてから発言してください。なお、発言前にご自身でマイクのスイッチを押して、点灯してから発言してください。発言が終了いたしましたら、もう一度スイッチを押して消灯させてください。

委員の皆様に申し上げます。

審査の順番はお手元に配付の決算審査特別委員会審査予定表により行います。

これからの審査について、あらかじめ申し上げます。経済建設常任委員1人当たり1回の質疑時間は答弁を含め20分程度とし、交代制を導入して行います。また、委員外委員の質疑時間は常任委員会ごとに答弁を含め20分以内となっておりますので、よろしくようお願いいたします。時間は呼び鈴でお知らせいたします。

それでは、経済建設常任委員以外は退場してください。

これから、審査順1、歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出4款衛生費1項5目から6目及び2項に関する事項、歳出4款衛生費1項5目から6目及び2項の審査を行います。

最初に、経済建設常任委員の質疑を許します。質疑はありますか。

○山田委員

それでは、決算書143ページ、説明書158ページ、家庭用小型合併処理浄化槽設置事業費について、お伺いします。

令和元年度、令和2年度は執行率があまりよくなかった状況ですが、令和3年度に関しては執行率がかなり満額に近い状況ということになってはいますが、この要因はどのようになっていますでしょうか。

○塚本環境課長

お答えします。

浄化槽の耐用年数は概ね30年程度と言われております。今から30年ほど前は人口が急増し、八街に市制が施行されたときであり、それに伴い、多くの単独浄化槽が設置されたと思われれます。それらが徐々に耐用年数を迎えたことと、市民の方に水質浄化の意識が高まったことなどの要因により転換が進んだため、決算額が増額となっております。

○山田委員

せっかく与えられた予算はしっかり使いきれるのが理想かと思えます。今後もしっかりとした取組をお願いします。

続きまして、決算書のページは同じ143ページ、説明書では161ページ、狂犬病予防対策費について、お伺いします。

説明書のところで、11節役務費の予算31万5千円の計上ですが、決算額の記入はないということになっていますが、この状況はどのようなものでしょうか。

○塚本環境課長

この役務費は年度末の3月に発送を予定していた、次年度の狂犬病予防集合注射の案内はがきの郵送料なのですが、令和2年度は集合注射を5月に実施予定でしたので、年明けから猛威を振っていた新型コロナウイルスの状況をぎりぎりまで見ながら、実施の可否について検討しました結果、新年度の4月に発送がずれ込んだため、未執行となりました。

○山田委員

では、続きまして決算書145ページ、説明書162ページ、不法投棄監視対策費について、お伺いします。

回数は毎年同じ30回ということですが、令和2年度は一般・産業を含めて28件の発見があったということですが、令和3年度は19件ということになっています。この要因等、もし何かあれば、お聞かせください。

○塚本環境課長

令和3年度は、令和2年度からコロナが多少治まってきたことにより、経済活動が少しずつ戻ってきており、在宅ワークが減少したため、家庭の掃除等が少なくなったこともあって、不適正に捨てられるごみが少なくなったと思われれます。

○山田委員

もちろん、この数字というのは低ければ低いほどいいわけですが、ただ、今後ともしっかり目を光らせていく必要があると思えます。今後ともよろしく願いいたします。

それでは最後に、同じく決算書145ページ、説明書164ページ、公害対策諸費について、お伺いいたします。

令和3年度の決算のところの10節需用費、消耗品費で2万9千円、また需用費、修繕費のところ3万3千円が上がっております。令和2年度は、ほぼゼロに近いような数字だったのですが、要因について、お伺いいたします。

○塚本環境課長

10節需用費における消耗品費におきましては、環境課で現場に確認に行く際にヘルメット

を買ったんです。今まであったものが老朽化したため、新しいヘルメットを購入しました。

また、修繕料は、公用車の車検の年だったので、車検代として使っております。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

若干お伺いします。

最初に、決算書143ページ、山田委員もお伺いしましたが、家庭用小型合併処理浄化槽設置事業費につきまして、現状として、進捗率といいますか、市としては何件更新しなければならないという把握というのはされているのでしょうか。

○塚本環境課長

一応、令和2年度から6年度まで県と協議し、循環型社会形成推進交付金、推進事業計画の中で、毎年25基を更新することを目標にやっております。

○山口委員

25基更新するというのは理解しているんですけども、例えば八街市内の方で、どれぐらいの数があって、どんどん更新していかなければならないという件数は把握されているんですか。

○塚本環境課長

単独槽や、くみ取り槽の数などは、あくまでも推定ですけども、8千基以上はまだ残っていると思われまして。

○山口委員

8千基ということは、毎年25基で全部を更新するとなると莫大な年数がかかるということによろしいんですね。

○塚本環境課長

そうですね。予算上では25基しかありませんので、もしこれで全部交換するんだったら、まだ大分年数がかかることになります。

○山口委員

分かりました。

令和3年度に関しては多くの方がこれを使われたということなんですけれども、予想をオーバーしたというか、多くの申込みがあったという認識でよろしいですか。

○塚本環境課長

一応、申込みも25基、交付も25基なので、100パーセント交付したということになります。

○山口委員

分かりました。

続きまして、決算書143ページ、環境衛生諸費についてなんですけれども、主要施策の成果の報告書では一般廃棄物の処理に関する周知・指導を行ったというふうに書かれております。周知・指導については何件ほど行って対応されたのか、お伺いします。

○塚本環境課長

環境衛生諸費の一般廃棄物の処理に関する周知・指導となっていますが、主に、し尿の方になりますけれども、ホームページに業者を載せて周知しているという状況です。

○山口委員

分かりました。そういう周知ということですね。

続きまして、決算書145ページ、不法投棄監視対策費についてでございます。

先ほど山田委員からもありましたが、不法投棄に関して、一般廃棄物が19件発見されて、19件に関しては適切に、その後、対応されたということによろしいですか。

○塚本環境課長

この19件に関しては市の方で適正に処理しております。

○山口委員

分かりました。

すみません。あともう一点、同じところで、不法投棄監視員の方が八街市内には多くいらっしゃいますけれども、その方々が例えば不法投棄を発見されて通報した、対応したということが様々あると思うんですが、その件数について、お伺いします。

○塚本環境課長

令和3年度におきまして不法投棄監視員の方が不法投棄を発見した件数は40件となっております。大抵の方が地元の方で処理しておりますけれども、処理できなかったものは、こちらの方に連絡いただいて、市で処理しております。

○山口委員

市の方で処理された案件の場合、なかなか難しいケースもあったかもしれませんが、悪質な件数というのはあったんでしょうか。

○塚本環境課長

不法投棄自体が悪質と言え悪質なんですけれども、主なものとしましては車の部品や一般家庭のごみなど、あと自転車等が見受けられました。

○山口委員

市の方で対応された案件に関しては、全て対応して処理できたということによろしいですか。

○塚本環境課長

こちらに関しては全て市の方で適正に処理しております。

○山口委員

分かりました。

続きまして、決算書145ページ、水質対策事業費でございます。

令和3年度に関しましては、南部地区におきまして59か所の地下水の水質調査を行ったというふうに、主要施策の成果の説明書の方でも書かれております。どのような結果の推移があったのか、お伺いします。

○塚本環境課長

こちらに関しましては、59か所中、水質にちょっと異常が出たのは32か所あります。ち

なみに、2年前の令和元年度に調査したときは60か所中30か所、異常があったところが見つかっております。

○山口委員

ということは、2か所は新たにという認識でよろしいのでしょうか。

○塚本環境課長

新たにといいますか、例えば令和元年度に出たところでも令和3年度は水質に異常がなかったところもありますし、単純に2か所ということではありません。

○山口委員

分かりました。

毎年この件に関しましては様々なご意見等が議会の方でも出ておりますけれども、水質調査に関しては南部と北部を毎年交互にやっておりますが、今後どうしていくかという検討は令和3年度にされたのでしょうか。

○塚本環境課長

南部、北部について、隔年でやるのは変えませんが、調査箇所につきましては令和3年度は2か所変更しまして、新しいところを入れました。

○山口委員

分かりました。

続きまして、決算書145ページ、公害対策諸費について、お伺いします。

主要施策の成果の報告書で、公害苦情処理が63件あったということでございます。63件はどんなものであって、その後についてはどのように対応されたのか、お伺いします。

○塚本環境課長

公害苦情処理につきましては、野焼きや騒音、振動、またほかにもありますけれども、そういう具合になっております。主なものとして、野焼きが39件、騒音が13件、振動が1件、その他として10件となっております。野焼きにつきましては、連絡がありましたら現場に行き、行為者に対して消火していただくようお願いしております。騒音に関しましても、現場に行きまして、そういう状況があるようでしたら、周囲に配慮して作業していただくようとか、扉とかを開けて作業しているらしたら、扉を閉めて作業してくださいというお願いをしております。

○山口委員

63件については市の方で適切に対応されて、市だけで全て対応できたという考えでよろしいですね。

○塚本環境課長

こちらに関しては全て市の方で対応しております。皆さんにご協力いただいて、環境の方をよくしております。

○山口委員

分かりました。ありがとうございます。

続きまして、決算書147ページ、雑草刈取事業費についてでございます。

空き地の管理を適正に行うというのはとても大事なことでありまして、なかなか対応していただけないところもあるものですから、対応していただくというのはとても大事なことでございます。

空き地の管理を適正化するために対応された件数等、どのような形だったのか、お伺いします。

○塚本環境課長

令和3年度におきまして、169件、雑草の対応をしております。

○山口委員

169件のその後について、対応されたというのは通知を送ったのか、それとも、その後ちゃんと草刈りをしていただいた件数なのか、お伺いします。

○塚本環境課長

先ほどの169件に関しましては、所有者の方に刈取りのお願いを通知した件数となっております。

○山口委員

その後の確認はされていないということによろしいですか。

○塚本環境課長

その後の確認というのは基本的にはしていませんが、相談者の方から、まだやっていないということでしたら、再度現場を見に行って、再通知するという事はしております。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小菅委員

それでは何点か、質問させていただきます。

決算書143ページ、家庭用小型合併処理浄化槽設置事業費、山口委員も山田委員も質問されておりましたけれども、申請された件数の25件を補助されたということですが、25件を越えた申請というのはあったかどうか。

○塚本環境課長

お答えします。

先ほどお答えしましたけれども、申請件数25件で、補助金交付も25件ですので、それ以上の申請はありませんでした。

○小菅委員

25件あったということですが、その後はもう打ち切ったということでしょうか。

○塚本環境課長

25件以降は、新しい申請が来なかったということでございます。

○小菅委員

分かりました。

ちなみに、下水道事業計画区域外の、いわゆる浄化槽設置に対しては助成が出ますけれども、下水道事業計画区域内において、まだ下水道を使われていない家庭もあるかと思えますけれども。

ども、その辺は把握されているのかどうか、伺います。

○塚本環境課長

この事業は一応、下水道事業計画区域外のところへの補助ですけれども、区域内の単独浄化槽や合併槽がどの程度残っているかというのは、すみません、把握しておりません。

○小菅委員

分かりました。ありがとうございます。

続きまして、決算書143ページ、成果の報告書161ページになりますが、狂犬病予防対策費、これも山口委員が質問されておりましたけれども、成果の報告書の中の令和3年度の接種率なんですけど、58.7パーセント、6割の方が狂犬病予防注射接種をされたということですけども、残り4割の接種への要請とかはされているのかどうか、伺います。

○塚本環境課長

注射をやっていない方には、郵便で10月と2月に、注射を打ってくださいというお手紙を出しております。

○小菅委員

その年度に接種するにあたって、いつまでに接種してくださいというような説明はされているのでしょうか。

○塚本環境課長

令和3年度におきましては、注射期間が12月31日まで伸びましたので、広報にて、そのお知らせはしております。

○小菅委員

12月31日までに接種ということですが、それをされていない方に対してはまた通知されたということですね。分かりました。

続きまして、決算書147ページ、住宅用省エネルギー設備等導入促進事業費なんですけれども、成果の報告書167ページなんですけど、定置用リチウムイオン蓄電システム24基に対して助成されたということでございますけれども、この蓄電システムについての説明を。

この蓄電システムは太陽光発電設備とセットで使用されるというか、設置されるのが普通ではないかと思っておりますけれども、太陽光発電設備が8基で、定置用リチウムイオン蓄電システムが24基ということですけども、この辺の説明をお願いいたします。

○塚本環境課長

蓄電システムの補助金の交付に関しては、太陽光発電設備の設置が条件となっております。太陽光発電設備に関しましては、平成23年度から補助金を交付して設置を進めておりましたので、そのときに設置した方で、まだ蓄電池を設置していない方というのは大勢いらっしゃると思いますので、その方たちが申請してこられて、蓄電池を設置したと思われま

○小菅委員

太陽光パネルを設置されて、その後、蓄電システムに対してもまた助成が出たということでしょうか。

○塚本環境課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○小菅委員

ありがとうございました。

次に、決算書149ページ、清掃総務費なんですけれども、26節公課費、汚染負荷量賦課金ということで6万8千400円が計上されておりますけれども、予算では5万8千円だったと記憶しておりますけれども、賦課金が上がった理由というのは何かございますでしょうか。

○川津クリーン推進課長

お待たせしました。汚染負荷量賦課金につきましては、当初予算の5万8千円に不足分の1万1千円を流用しまして、この額を支出いたしました。

汚染負荷量賦課金につきましては、公害健康被害補償制度として補償給付及び公害保健福祉事業に必要な費用の相当分を、ばい煙発生施設設置者または特定施設設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県に納付するというもので、本来、当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い、被災者の迅速公正な保護を図るものであります。

クリーンセンター焼却施設が、ばい煙発生施設にあたりますので、施設で使用している燃料や燃やしている対象物、クリーンセンターのごみによって、計算式に沿って算出するもので、主に硫黄分の排出量によって賦課金が決定されます。当初予算に関しましては前年度までの実績等を考慮しまして予算措置しておりますが、その年々の発生量、排出量によって賦課金が決定されますので、今回は不足が生じたことから、そのような対応を取らせていただきました。

○小菅委員

ありがとうございました。大変よく分かりました。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○桜田委員

決算書143ページ、説明書158ページ、先ほどから家庭用合併槽の話が出ておりますけれども、昨年度は令和元年度と2年度を含めた対比表を出しておりましたけれども、今年はなぜ作らなかったんですか。

○塚本環境課長

申し訳ありませんけれども、載せることを失念してしまいました。申し訳ございません。

○桜田委員

いろんな数字が出ておりましたけれども、そういう一覧表があれば、前と同じような質問をしなくて済みますので、内容を充実させてください。

それから、決算書143ページ、説明書160ページですが、昨年度は山田台の雑排水処理施設の水質検査が載っておりましたけれども、今年はありませんけれども、これは毎年やる事業ではないんですか。

○塚本環境課長

こちらは毎年やる事業ではないので、令和3年度には載っていません。

○桜田委員

分かりました。

それでは、決算書143ページ、説明書162ページ、不法投棄ですが、先ほど発見した19件について適切に処理したと答弁がありましたけれども、お役所の答弁だと思うんですけども、条例もありますよね。どのように具体的に処理されたのか、お伺いします。

○塚本環境課長

行為者不明ですので、クリーンセンターと相談しまして、クリーンセンターの方に持ち込んで処理しております。

○桜田委員

その経費は回収されているんですか。

○塚本環境課長

経費といいますと、考えられるのは、環境課が車で行ったガソリン代とか、そういうものになりますけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。あとは、クリーンセンターの処理費の方に入っていますけど。

○桜田委員

次に、決算書147ページ、説明書166ページなんですが、雑草刈取事業費は一般財源から出ておりますけれども、遠方の皆さんから八街に相談があつて、八街が代行してやっているという事業なんですか。

○塚本環境課長

こちらは主に予算としまして役務費と委託料がありますけれども、役務費は、相談があつた場合に、土地の所有者に草刈りをお願いしますという郵便を発送しまして、それに返事をもらう返信用の切手代となっております。委託料は、自分の土地で除去できないときは市に委託できるという条例になっていますので、その予算となっております。

○桜田委員

わざわざ市がやらなくても、シルバー人材センターに移管するとか、そういう方式は取れないんですか。

○塚本環境課長

委託に関しましては、令和3年度は発生していませんが、令和2年度までやっていた方は、どうしても市の方をお願いしたいということで直接依頼が来ていますので、市の方でやっています。市の方から業者に委託しまして、草刈りを実施してもらっているということでございます。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

すみません。ちょっと1点だけ確認させてください。

決算書151ページ、ごみ収集処理事業費、主要施策の成果の説明書173ページでは最終処分場のことが書かれております。一番下の方に書かれているんですけども、年間の埋立量が849トンあった、残余容量というのが5万4千845立方メートルというふうに書かれておりますが、残余容量というのは埋立用地があとこれだけありますということよろしいんですか。

○川津クリーン推進課長

お答えいたします。

最終処分場につきましては、令和4年3月現在の残余容量として5万4千845立方メートルとなっております。年度末に測量を行いまして、その体積、容量が出ているということで、近年の埋立量から試算いたしますと、容量からすれば残余年数、あとどれだけ埋められるかという年数はおよそ20年というような計算がされております。

○山口委員

計算できるということですが、あと何年この埋立地がもつのか、心配されるところであります。あと何年、今の計算で行くと、もつんでしょうか。昨年度から増えている推移を見ると、ざっくり計算すると、あと7年ぐらいしかもたないんですが、先ほど20年という話も出ましたが、実際のところ何年もつと計算されていますか。20年もたせるために対応されるということよろしいんですか。あと17年、18年か。

○川津クリーン推進課長

お答えします。

主要な施策の成果の173ページの一番最後の方の残余容量の数字を見ますと、確かに相当量の埋立てがされているのかなというような印象を持たれるだろうと思います。今申し上げました20年の年数というのは、基本的には残余容量からはじき出した数字で20年間は埋め立てられるであろうという想定、算定された数字であります。

しかしながら、最終処分場に関しましては市民の皆様の分別の徹底ですとか強化をお願いしながら、最終処分量の削減を図ることが極めて大事だろうと考えております。現在、市で収集しております燃やせないごみ、あわせて直接搬入されて分別しました不燃ごみに関しましては埋立処分しているわけですが、最終処分場の延命化を図るため、直接搬入分の不燃ごみについて、できるだけ早期に外部に処分委託する方向で今準備を進めているところでございます。

また今後、3R、リデュース、リユース、リサイクルにリフューズを加えた4Rを推進し、ごみ全体の発生量を減らすことで、埋立処分量の削減を図り、最終処分場の延命化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○山口委員

コロナ禍において、不燃ごみの量が増えたことによって急激に場所が減っているものですから、ちょっと心配したところでございます。さらに推進していただいて、埋立地が減っていかないような対応を今後も期待いたします。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山田委員

ちょっと私も1点お伺いいたします。

決算書151ページ、説明書175ページになります。リサイクル推進費について、お伺いいたします。

令和3年度決算としては84万9千円、令和2年度も大体同じような数字ということで、両方の説明書の概要を見ると、やはり新型コロナウイルスの影響により活動範囲が限られた等の記載があります。ここ数年、こういう状況が続いている中で、今後のリサイクル推進の状況がどのようになるのか、予算取り等を含めて、担当課としてどのようにお考えか、お聞かせください。

○川津クリーン推進課長

お答えします。

資源回収実施団体の数が年々減少傾向にあります。これは少子高齢化による影響が大きいものと考えておきまして、近隣市町に限らず、この傾向が全国的にも強まっているため、全国のほかの市町村におきましても、よい対策に取り組んでいる自治体の事案等があるかと思っておりますので、そのような調査を行い、本市におきましても積極的に検討してまいりたいと考えております。

また、現在、広報やホームページでの周知も行っているところではありますが、SNSなども活用して、引き続き周知に努めてまいります。資源回収実施団体というのは極めて重要な活動であるというふうに考えておりますので、さらに力を入れて対応していきたいと思っておりますし、予算につきましても減額することのないように協議させていただきながら、対応してまいりたいと考えております。

○山田委員

こういう厳しい時代にあっても、こういう活動をしてくれる団体というのは非常に、課長が言ったとおり、貴重だと思います。ぜひとも、今後とも支援をしっかりとよろしくお願いいたします。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小菅委員

1点ほど、質問させていただきます。

決算書149ページ、クリーンセンター・処分場管理運営費の中で、主要施策の成果の説明書の中に薬剤等消耗品費として活性炭系助剤（ダイオキシン類除去）として2万4千580キログラム、特号消石灰（酸性ガス中和）として16万6千100キログラム、すごい重量と考えますけれども、この薬剤の使われた後の処分はどうなっているのか、お伺いいたします。

○川津クリーン推進課長

お答えいたします。

説明書172ページに書かれております薬剤、活性炭系助剤ですとか特号消石灰に関しましては、有害な物質を吸着させて、焼却灰とともに排出されます。ですので、焼却灰の中には無害化されたものだけが残るようになります。

○小菅委員

焼却灰、主灰の方に吸着された石灰が入っている、処分されるという考えでしょうか。

○川津クリーン推進課長

お待たせして、すみません。活性炭の方が飛灰と主灰、両方に結果的に含まれることとなります。消石灰に関しましては、主に主灰の方に含まれるということとなります。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○加藤委員

決算書151ページのリサイクル推進費、先ほども伺ってございましたけど、前にリサイクル、クリーンセンターでペットボトルなんかをやっていたと思うんですけど、そういうクリーンセンター独自でやっていたものはどういうふうになっているんですか。説明書の中には何もないので、ちょっと伺います。

○川津クリーン推進課長

お答えします。

市民の皆様にご協力いただきながら分別して回収しておりますペットボトルなどにつきましては、事業で言いますと、ごみ収集処理事業費の収集業務の方で行っております。

ペットボトルに関しましては、今のところ売払いが可能なものになっておりますので、一般廃棄物の廃品売払収入として収入を得ております。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了いたします。

経済建設常任委員以外で質疑のある方は入場してください。

次に、経済建設常任委員以外の質疑を許します。

○木村委員

それでは、何点か質問させていただきます。

今まで皆さんが質問されたのちょっと被るところもあるんですけども、決算書143ページ、説明書158ページ、浄化槽の関係なんですけど、今現在8千基がまだ残っているというふうに聞いたんですけども、8千基を年間25台ずつ交換していく形だと、かなりの年数がかかるというふうに思われるんですけど、残りを令和4年度以降、どのような形で実施していくのか。この計画は今までどおりなのか、もうちょっと早めに、今後検討されて交換

されていくのか、その辺をちょっとお聞きしたいです。

○塚本環境課長

一応、令和2年から6年まで25基ずつ整備していくのを目標にしておりますので、それ以降、また県と協議しまして数を増やすように協議していきたいと思っております。

○木村委員

ちょっと聞き取れなかったんですけども、予定としては今までどおりのペースで行くということでもいいんですか。

○塚本環境課長

令和6年度までは毎年25基ずつ整備していきます。

○木村委員

令和6年度までといっても、なかなか、あと2年ぐらいなので、それほど交換率は上がらないかなというふうに思うんですけども、その後の予定としては県の対応を見てということなんですか。

○塚本環境課長

現在の計画は令和6年度までですので、令和7年以降はまた県と協議しまして、基数を決定していきたいと思っております。

○木村委員

ありがとうございました。

次に、決算書143ページ、説明書161ページになりますけれども、狂犬病予防対策費なんですが、毎年同じような予算を組んで、令和3年度決算額が半減しているんですけども、事業成果を見ますと、令和2年度も3年度も内容的には変わっていないし、令和3年度の方が接種件数が多いんですが、どうして半減されたのか、理由は先ほど聞きましたかね、誰かがお聞きしたと思うんですが、ちょっと聞き取れなかったので、すみません。

○塚本環境課長

11節役務費なんですけれども、年度末の3月に発送を予定していた次年度の狂犬病予防注射の案内はがき代なんですが、令和4年度の集合注射は5月でしたので、コロナの状況をぎりぎりまで見ていて、発送が4月にずれ込んだため、役務費を執行せずに終わってしまったということです。

○木村委員

ありがとうございます。内容的には変わらなかったということですね。

次の質問なんですけど、決算書145ページ、説明書162ページになりますけれども、不法投棄に関して、監視員と、委託している業者がいますね、警備会社にパトロールを委託しているということなんですけど、監視員の人数と活動内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○塚本環境課長

お答えします。

監視員は全員で20名となっております。内容としましては、市内を20の地区に分けてお

りますので、監視員の可能な時間の範囲で周囲をパトロールしていただいて、不法投棄等を発見した場合は、こちらに報告書を上げていただくということになっております。

○木村委員

説明書には、監視員の報告というのは載っていないと。

不法投棄が集中する週末だとか夜間において、専門の警備会社にパトロールを委託し、令和3年度は週末・夜間で30回実施しているというふうに書いてありますけれども、監視員の日常の活動、年間でスケジュールを組んでやられているのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

○塚本環境課長

お答えします。

こちらでは特に日にちや時間等は指定しておりませんので、監視員の可能な範囲で持ち回りの地区を回っていただくようお願いしております。

○木村委員

監視員の管理体制というか、どういう活動をされているのかという報告は上がってきているんでしょうか。

○塚本環境課長

不法投棄等を発見した場合は報告書を上げていただいております。

○木村委員

報告書は上がっているけれども、これは任意ということで、全員が報告ということではないんでしょうか。

○塚本環境課長

年度末に、回った回数とか、全員の方に報告を上げていただいて、集計はしております。

○木村委員

何でしつこく聞いているかというのと、まちを結構、車で回っている回数が多いんですけども、ごみの不法投棄みたいなものがすごく目立つんですよ。我々で目立つんだから、監視員がおられて定期的に回られているなら、もうちょっとこの辺のところはきれいになるのかなというふうに思ったものですから、お聞きした次第です。すみません。ありがとうございました。

○塚本環境課長

委員の皆様も、もし不法投棄等を発見したら、環境課の方に連絡していただければ対応させていただきますので、よろしく申し上げます。

○木村委員

ありがとうございます。我々も市民なので、気がついたときになるべく報告いたしますので、よろしく申し上げます。

次の質問になりますけれども、決算書145ページ、説明書163ページになりますけれども、水質対策事業費です。浄水器に補助金を出しておられますけれども、補助金の交付は内訳を見ると25万円となっておりますが、この補助金は1世帯につき1基ということで、6

基に補助したということは、6基で25万円というふうに考えていいのでしょうか。

○塚本環境課長

委員のおっしゃるとおり、6基で25万円となっております。

○木村委員

補助金のパーセントは、機種によって大分値段が変わると思いますけれども、浄水器の。上限というか、何パーセントまでは補助するとか、上限というのは決められているんですか。

○塚本環境課長

上限は5万円となっております。

○木村委員

ありがとうございました。

決算書147ページ、説明書166ページなんですが、雑草刈取事業費なんですけれども、毎年の予算額も少ないんですけれども、今年度は特に決算額が2万1千円で、もっと少なくなっておりますけれども。

事業の概要・成果として、雑草等の刈取りをはじめ、空き地の適正な管理を依頼し、良好な環境の確保を図ったと。依頼するというふうになっているんですけれども、委託料はゼロになっているんですよね。ということは、どこの部分で依頼しているんですか。

○塚本環境課長

これは、空き地の所有者の方に草刈りを依頼したということになります。

○木村委員

市の中ですか。

○塚本環境課長

市内の空き地の所有者に対して刈取りを依頼しているということになります。

○木村委員

ありがとうございます。表現がちょっと理解できなくて申し訳ない。

土地としては私有地ですか。私有地を住民からの苦情によってやられたと。市有なのか、私有なのか、ちょっとお聞きしたい。

○塚本環境課長

一応、私有地になります。市の土地にも相談がありますので、そのときは担当課の方に刈取りを依頼しております。

○木村委員

ありがとうございます。住民も、私有の空き地になってくると、なかなか問題解決できなくて、いつも困っているんですけれども、市有地ですと市の方で対応してもらえるので、ありがたいというふうに思います。

先ほど来からちょっと質問されているんですけど、ごみ焼却に関して、クリーンセンターの計画が。

○角委員長

決算書の何ページになりますか。

○木村委員

決算書151ページ、説明書177ページになりますけれども、クリーンセンターのごみ焼却施設の老朽化に伴い、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事を図って、令和3年から5年までの間に国庫補助金事業として実施するとうたっているんですが、焼却施設の延命化を図って、今後10年間ぐらい、終わってから、延命できるということなんですが、令和3年度までの実績がどのぐらいまで進んでおられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○川津クリーン推進課長

お答えします。

ごみ焼却施設基幹的設備改良工事につきましては、令和3年度から令和5年度の3か年事業として実施しているところでございます。

初年度にあたります令和3年度の執行状況としましては、昨今の新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界的な半導体、電子機器などの部品並びに製造労働力の供給不足のため、当初計画の10パーセントに対しまして国の交付金の対象外の事業のみの5.5パーセント、執行額としましては工事費の1億6千5万円にとどまりました。

工事の内訳としましては、焼却炉の火格子の作成、管理棟の空調、照明設備の更新、工場棟の一部の防水改修工事となっております。

また、新型コロナウイルス感染拡大等の影響を受けまして、1億5千587万4千円を令和4年度に繰り越しましたが、繰越分につきましては令和4年度9月末をもって全て完了しました。

令和3年度におきましては、焼却装置の火格子の更新、管理棟の照明設備のLED化、管理棟の空調設備の更新、工場棟の一部の防水シートの更新、搬送コンベア等の撤去などを終わらせました。6月末時点における事業全体の進捗状況につきましては約20パーセントというふうになっております。

以上でございます。

○木村委員

ありがとうございます。

八街市のごみ焼却場、クリーンセンターも耐用年数がもう近いというふうにお聞きしていたものですから、どういう形で延命されるのか、または移設されるのかということで、市民の方もかなり関心が高いというふうに思います。延命して、あと10年はもたせると。先ほどからご質問で、最終処分場はかなり延命できるということで、約20年、これからもつというお話もありましたので、当面の間は安心かなというふうに思っています。

もう一つ、質問させていただきたいんですけど、決算書151ページ、説明書176ページなんですが、生ごみ処理です。

可燃ごみと一緒に今は燃やされているということですが、そのうち13パーセントは生ごみだろうと算出されたということなので、生ごみを処理するのに、今は家庭に補助金を出して、ある程度は堆肥化して処分しているということになってはいますが、今の堆肥化する生ごみ処理機だと能力的にちょっと足りないんじゃないかと。クリーンセンターに持ち込まれる生ごみに対して、どのぐらいの効果を発揮しているのか。この辺のところをちょっと、概略で

もいいですから、教えてください。

○川津クリーン推進課長

委員ご指摘のとおり、生ごみの減量化につきましては極めて重要な課題であると認識しております。現在、クリーン推進課におきましては、本市で行っております市民向けの講座ですとか中央公民館主催の講座への参加、あるいは市民協働推進課が情報を集約している出前講座などがありますので、その講座等を活用し、また小学生に対しましては、市内の全小学4年生にクリーンセンターに見学に来ていただくというような機会もありますので、様々な機会を捉えながら生ごみの減量化、ごみそのものの減量化に努めていきたいと考えております。

ごみの3Rでありますリデュース、リユース、リサイクルというのがSDGsの観念にも極めて重要な関わり方をしておりますので、ごみ処理、再資源化の現状を分かっていたいて、知っていただいて、市民の皆さんのご協力をいただくことが極めて重要であると考えております。生ごみを減少化すること、そのものが、繰り返しになりますが、ごみの減量化につながる、さらには焼却効率を高めるということにもつながりますので、引き続き生ごみの減量化、そしてごみそのものの減量化に引き続き市民の皆さんのご協力をいただけるように、周知等を図ってまいりたいと考えております。

○角委員長

木村委員に申し上げます。委員外委員の質疑時間が20分を越えました。よろしいですか。

○木村委員

はい。

○角委員長

これで、経済建設常任委員以外の質疑を終了いたします。

経済建設常任委員以外は退場してください。

会議中ではございますが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時13分)

(再開 午前10時22分)

○角委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、審査順2、歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の歳出5款農林水産業費に関する事項、歳出5款農林水産業費の審査を行います。

最初に、経済建設常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

○山口委員

若干質問させていただきます。

決算書153ページ、農業委員会費から質問させていただきます。

主要施策の成果の報告書の方でも書かれているんですが、事業の概要・成果として、許可案件に関しては農地法第3条の申請が59件、第4条が16件、第5条が147件、計222件が処理されましたというふうに記載されております。

逆に、不許可の案件というのは令和3年度に関してはどのような数字だったのか、お伺いします。

○小川農業委員会事務局長

令和3年度、特に不許可にした案件は1件もございません。

○山口委員

最近は様々なヤード等、いろいろありますけれども、例えば海外の方からの申請案件がこの中にあったのか、お伺いします。

○小川農業委員会事務局長

外国人の申請について、令和3年度はないという状況でございます。

○山口委員

やはり農地をしっかりと守っていくという形の下、農業委員会でありますので、その点もよろしくお願いたします。

続きまして、決算書155ページ、農業総務費の中でございます。

ここで市内外で開催されるイベント等に参加されたというふうに書かれております。主要施策の成果の報告書の方でも記載されているんですが、主にどのようなところでPRを行い、どこに行ったのか、お伺いします。

○酒和農政課長

昨年度、令和3年度につきましては、「しょいか〜ご千葉店」というところで来店者への試食ということでスイカ、A Lサイズを40ケース、また商工観光課のPR支援で物産展というものがあまして、キャロットジュース30本入り4ケースでPRを図っております。

令和3年度につきましては新型コロナウイルスの影響で、かなりイベント等が中止になっているということで、例年のPRと比べて減っているところなんですけれども、通常であれば大田市場などでのトップセールスやJ Aが行うPRイベント、また雑誌などのプレゼン規格への参加ですとか市内幼稚園においてのスイカの試食会、またいんばふれ愛フェスタやグリーンまつり、あとはアクアラインマラソン、ロードレース大会、ピーナッツ駅伝大会、こちらの方でPRを行っております。

以上でございます。

○山口委員

コロナ禍であっても一生懸命にPR活動を行っていただいていることに、心から感謝を申し上げます。やはりコロナ禍であっても、コロナ禍だからこそできるPRというのはあると思いますので、これからも工夫を凝らしてPR活動を行っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

続きまして、決算書155ページ、園芸用廃プラスチック適正処理事業費でございます。

主要施策の成果の報告書の方で確認していただくと分かるんですが、令和元年度に関しては決算額514万円、令和3年度に関しては939万6千円という形で、ほぼ倍に近いような金額になっております。この要因について、お伺いします。

○酒和農政課長

廃プラスチックの経費についてなんですけれども、今現在、全体で1キログラム当たり89.6円というような金額になっております。それ以前については、令和元年度までは1キログラム当たり44.5円という金額で、約2倍近くに跳ね上がりました。こちらについては、令和2年度から、中国へ廃プラスチックをそれ以前は輸出していたものが輸出できなくなったことですか、廃プラスチック処理に国内処理会社は経費がかなりかかる、そういったようなことから、令和2年度から料金が改定となっております。

以上でございます。

○山口委員

令和2年度から市の負担も増えている現状ですよ。

市の負担が増えているということは、農家の負担も増えているという認識でよろしいでしょうか。

○酒和農政課長

農家の方々と市の負担の比率なんですけれども、以前は1キログラム当たり12.25円が農家と市の負担する金額でございました。令和2年度の改定後におきましては34.8円というような形になっております。

以上でございます。

○山口委員

ということは、増えているということですよ。それに伴って、例えば野菜の値段が上がって、飼料や肥料の値段が下がっていれば、まだ話は分かるんですけれども、様々な今の物価高騰の中ではなかなか大変だなというふうに思っております。

この件に関して、他市町村の状況というのは、八街市だけこのような形になっているのか、他市町村はどのようになっているのかという分析はされているのでしょうか。あと、県の状況をお伺いします。

○酒和農政課長

今現在、調べた結果といたしましては、令和2年度から上がるということで、当時、近隣ですとか、ほかの市でどのぐらい農家の負担になるかを調べた結果がございますので、ご紹介したいと思います。

まず、千葉市におきましては1キログラム当たり36.1円です。

すみません。申し訳ありません。今申し上げましたのは、それぞれの市町村が負担している金額となっておりますので、いま一度お答えさせていただきますと、千葉市が36.1円、1キログラム当たり。館山市が1キログラム当たり20円。成田市が16.125円。先ほど申し上げましたように、八街市が34.8円。山武市につきましては自治体が全て出している。横芝光町におきましても、こちらについては町の方で出している。富里市におきましては1キログラム当たり10円というような負担になっている。上がった当時、すぐ調べた結果でありますけれども、そういったような形でございます。

以上でございます。

○山口委員

様々な市町村、努力されているところも多いということで、基幹産業が農業である八街市というところでは、考えていった方がいいというふうに思います。

あと、これだけ金額が上がっている中で、県の支出金が全然上がっていないということがあるんですね。やはりこれは県の方にもしっかりと声を上げて、対応していただきたいというところは、お願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

続きまして、決算書155ページ、環境保全型土づくり対策事業費でございます。

令和元年度、令和2年度に関しては決算額が450万円前後で推移しているところでございますが、令和3年度に関しましては200万円弱ぐらいでございます。この要因をお伺いいたします。

○酒和農政課長

ただいまのご質問にお答えする前に、先ほど私が答弁した内容について、若干訂正させていただきます。

先ほど横芝光町は全額というふうに申し上げたんですけれども、1キログラム当たり59.6円が町の負担で、全額ではないようです。全額補助といいますか、出しているのは芝山町です。芝山町につきましては全額を町の方で出しているというようなことでしたので、訂正して、おわび申し上げます。

ただいまの環境保全型土づくり対策事業費なんですけれども、令和2年度までは、こちらで必要な面積を確認しまして、その2分の1を配付しますというような形で事業を行っていました。令和3年度から補助金形式という形に改めまして、そちらの方に切り替えたことによって、金額ですとか、そういったものが下がっております。こちらは補助率を10分の3で始めたんですけれども、今年度におきましては10分の5に引き上げて、今現在は各農家の皆さんから希望を上げていただいているところでございます。

以上でございます。

○山口委員

分かりました。令和3年度に関しては補助率の関係が大きな要因としてあったんじゃないかということで、令和4年度は、それに伴って変更したということですね。分かりました。

続きまして、決算書157ページ、農地中間管理事業費のところ、確認をちょっとさせていただきたいと思います。

主要施策の成果の報告書の方で、機構集積協力金返還金が3万4千円とありました。この中では、10年間の貸付要件が満たされなかったため返還金が発生したということでございます。所有者の申出ということではありますが、このようなことが発生した要因というのをお伺いします。

○酒和農政課長

こちらの返還金なんですけれども、平成28年度に機構集積協力金の交付を受けた土地所有者が自己都合により中途解約を行い、10年間の貸借期間を満たさなくなったため、交付決定が取り消され、県に返還することになったものでございます。

以上でございます。

○山口委員

分かりました。自己都合ですから、しょうがないですね。

あと、同じところなんですけれども、主要施策の成果の報告書190ページのところに、農地中間管理事業により約2.8ヘクタール、地域の担い手に対して農地の集積・集約化が図られたというふうに記載されておりまして、2.8ヘクタールというのは実績としてどうなんでしょうか。もう少し詳しく教えていただけると助かります。

○酒和農政課長

こちらの2.8ヘクタールにつきましては、農地中間管理機構を通して貸し借りされた実績というような形で捉えております。

通常でございますと、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積というような貸し借りもございまして、これにつきましては令和3年度、先ほどの機構と合わせた面積で行きますと、年間の貸し借りについては60.2ヘクタールというような結果になっておりまして、そのうちの2.8ヘクタールが農地中間管理機構を通して貸借されたというような結果になっております。

以上でございます。

○山口委員

分かりやすい説明でした。では、2.8ヘクタールというのは、そんなに多くないなというところですね。分かりました。

続きまして、決算書159ページ、有害鳥獣駆除対策費について、お伺いいたします。

八街市において、有害鳥獣に関しては大変危惧するところでございます。有害鳥獣に関して、まずは傾向をお伺いいたします。

○酒和農政課長

有害鳥獣なんですけれども、こちらにつきましては、私はかなり昔、新規採用から6年間農政課に配属されておりまして、29年になります。当初はカラスについての被害対策が主なもので、ほかの小動物ですとか、そういったものはめったに見られませんでした。近年はハクビシン、タヌキ、アライグマ、こういったようなものが増えてきております。

ちなみに、平成30年度からの頭数の推移のご紹介をそれぞれさせていただきますと、ハクビシンは平成30年度が17頭、令和元年度が28頭、令和2年度が21頭、令和3年度が18頭という結果です。タヌキは平成30年度が10頭、令和元年度が5頭、令和2年度が5頭、令和3年度が33頭です。アライグマなんです。平成30年度が3頭、令和元年度が32頭、令和2年度も32頭、令和3年度が90頭というような形で、激増しているといったような状況となっております。

以上でございます。

○山口委員

やはり傾向を分析した上で、これからも有害鳥獣に対しての対策を行わなければならない、プラスアルファとして、イノシシという問題も出てきているところでございます。こういった有害鳥獣が増えることによって、農作物の被害も増えますので、その辺の対策、対応をゼ

ひとも強化していただきますよう、お願いいたします。

続きまして、決算書161ページ、落花生種子更新事業費について、確認したいと思います。

○角委員長

すみません。1回の質疑が20分を過ぎましたので、ここで一旦。

ほかに質疑はありませんか。

○小菅委員

それでは何点か、質問させていただきます。

決算書157ページ、農業後継者対策事業費ということで、主要施策の成果の説明書186ページですけれども、青年就農給付金は最長5年間、また農業次世代人材投資事業補助金も最長5年ということで助成されておりますけれども、この事業が始まって数年たちますけれども、もう5年たって助成金が打ち切られる状況になる方も出てきていると思いますけれども、打ち切られた後、自立されている、そういう道筋はちゃんとできているのか、お伺いいたします。

○酒和農政課長

農業後継者対策なんですけれども、始めてすぐにはいろいろ安定しない面も多かろうというようなことで一定金額を支給されて、それによって体制を整えようというような部分も含まれております。

省力機械をこれから増やしていこうというような農家の方々につきましては、そういった事業がありますので、新規就農の後につきましては、本人の希望もございますけれども、そういった施設や機械の拡充をしたいということにつきまして、支援していつている状況でございます。

以上でございます。

○小菅委員

農業経営は厳しいと思いますけれども、引き続き安心して、安定した経営ができるようにご支援をお願いいたします。

次ですけれども、山口委員が質問されておりましたが、決算書159ページ、有害鳥獣駆除対策費なんです。

カラスの捕獲に最初は重点を置かれてきたということでございますが、今年もカラスの捕獲が行われたということで、今年は年6回、去年は7回だったんですけれども。カラスの繁殖期というのは、5月ぐらいから7月ぐらいまでと言われております。今年の捕獲に関しては6月29日、7月6日に行われたということでありますけれども、カラスのひなは、その頃にはかなり成長して、成鳥として飛び立ってしまっているのではないかと思います。ですので、本当はもうちょっと早く行われればよかったのかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○酒和農政課長

すみません。お待たせいたしました。まず、カラスなんですけれども、先ほど委員がおっしゃったように、繁殖期の前に、まず前年度ではございますけれども、2月に集中的に1度

やっております。また、4月以降につきましても、猟友会との体制ができ次第、定期的に、集中的に、夏ぐらいにかけて、4回、5回ということで、強化日ということで実施してきております。

以上でございます。

○小菅委員

2月から行われたということで。

それでも、カラスを減らす状況になっているのかなど。要は、現状のカラスの数を減らす方向でいるのか、そういうふうを考えているのか、お伺いいたします。

○酒和農政課長

先ほど、小動物につきましての捕獲の推移を申し上げましたけれども、カラスの捕獲数の推移をちょっと申し上げますと、平成27年度は174羽、平成28年度は147羽、平成29年度は119羽、平成30年度は113羽、令和元年度は99羽、令和2年度も99羽、令和3年度は94羽と、100羽を切るような形で推移している状況でございます。私自身も地元の方でカラスや何かを見ていると、以前、増えたときに比べると減ってきているのかなど、自分としては実感しております。

以上でございます。

○小菅委員

ありがとうございました。カラスについてはかなり減ってきたという状況が伺えるということでした。

先ほどアライグマについての実績を言われておりましたけれども、令和3年度はアライグマを90頭捕獲したということで、かなり増えてきている状況でございます。アライグマの捕獲について、さらに捕獲していかなければならないのかなと思いますけれども、その辺りの考えをお伺いいたします。

○酒和農政課長

委員のおっしゃるとおり、ここ1、2年、かなり激増しております。箱わなについては、市の所有のものもございすけれども、県の方からも借り受けまして、農家の方々から、そういった小動物にやられているから何とかしたいというような形で連絡があった際には、市の方でそちらの場所に、農地の所有者や耕作者の方の協力を得て、箱わなを設置して捕獲といったような形で、現在は進めているところでございます。ただ、市の職員だけですと、近年その辺の処理については厳しい状況になってきておりますし、先ほど山口委員からありましたように、イノシシの発見情報や、実際に畑に入ってきているといったような報告も受けておりますので、先日の9月補正予算で、箱わな免許を取った方への補助ですとか、電気柵を設置した方へ一部補助したいということで、補正予算を上程させていただいております。

また、今後は国ですとか県の補助事業、そちらになりますと大体3名以上のまとまりが必要だったり、そういった制約はありますけれども、設立した協議会を中心に展開していきたいというような形で考えております。

以上です。

○小菅委員

ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

続きまして、決算書161ページ、落花生種子更新事業費ということで、説明書198ページになりますが、概要・成果の中で、落花生種子更新補助金20万円、購入数量372.9キログラムということでございます。種子の種類が今は様々に出ておりますけれども、どの種類でも補助できるのかどうか、お伺ひいたします。

○酒和農政課長

こちらにつきましては、市の特産品として一番有名な千葉半立種を対象としております。

○小菅委員

近年、「Qなっつ」とか、いろいろと出てきまして、この間の落花生まつりでは「おおまさりネオ」という種類もございました。そういう種類を作付けする農家の方々にも、そういう種子の助成が行われればなと思います。今後、検討をお願いできればと思います。

落花生種子更新補助金20万円ということでございますけれども、購入量372.9キログラム、補助率は2分の1ということですが、通常市場価格は1キログラム当たり3千円ぐらいしているかと思っておりますけれども、種ですと、もっと高いのかもしれない、その辺はどうなのか、お伺ひいたします。

○酒和農政課長

昨年分について出した数字でございますが、大体1キログラム当たりの単価は2千380円となっております。これにつきましては、例年20万円という予算で、大体20名前後の方々が入らっしゃるんですけども、現状においては、もっと増やしてほしいですとか、そういったような要望は入ってこない状況でございますので、今後またそういったような声があれば、支援の拡大ですとか、そういったようなものについても検討してまいりたいというような形で考えております。

○小菅委員

千葉半立種というのは、聞くところによると、最近は連作障害とかで大分収量が落ちたということで、農家にとっては栽培を継続していくのが難しいのかなと感じております。反対に「Qなっつ」とか、そういうものは収量がものすごくよくて、栽培も農家取り組みやすいのかなと思います。ですので、先ほども申しましたけれども、そういう種類を作りたいという方があったら、助成の方をお願いできればと思います。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山田委員

それでは、決算書157ページ、説明書187ページです。

「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業費についてなんですけれども、予算が1千152万2千円に対して決算が800万円ということになっております。予算書と比較すると、恐らく省力化機械の申請が少なかったのかなと思われるのですが、この辺の状況のご説明を

お願いします。

○酒和農政課長

令和3年度につきましては、ニンジン収穫機、ラジコン動力噴霧器、土壌消毒器、折り畳みロータリーというようなことを希望した方が1名いらっしゃって、この中の折り畳みロータリーというものの納品が遅れてしまいまして、年度内に納品されなかった。先ほど、山田委員の方から予算に対して決算がこの金額だったとありましたが、大体その差額が年度内に納品できなかったのもので繰越しとなっております。今現在は、4月の第1週目ぐらいに納品が終わりまして、支出の方は全て終わっております。金額の誤差については、それが主なものでございます。

また、これにつきましては農家の方の希望を毎年積み上げまして、県に送っておりますので、年によって申請件数はばらばらになりますので、多くなったり少なくなったりといったような現象が生じております。

ちなみに、今年度については4件を申請しておりまして、来年の希望を先ほど担当に聞きまして、来年は10件ほど希望があるといったようなことでもございましたので、今後手続を進めていく上で、どうなっていくか分かりませんが、そういったような状況となっております。

以上でございます。

○山田委員

詳細な説明ありがとうございます。あくまで納品が遅れたというだけで、今はもう無事に農家の手元に届いているということで、非常に安心しました。昨今の世界事情を考えると、機器を購入するときに、こういった遅れはまた考えられるのかなと思います。その都度、丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

では、次に決算書159ページ、説明書194ページ、農業振興費について、お伺いいたします。

18節負担金、補助及び交付金が予算では320万2千円、それに対して決算は76万円となっております。この状況の説明をお願いします。

○酒和農政課長

こちらにつきましては、コロナ禍でいろんなイベントや活動が中止になった関係から、アグリライフやちまた、あと八街市農業研究会の方が実質的に補助金の交付を受けなかったというようなことがございました。八街市農業研究会におきましては年間250万円、アグリライフやちまたは2万円という金額となっておりますけれども、そういった交付がなかったことが要因となっております。

以上でございます。

○山田委員

あくまでコロナ禍の影響ということで、今後ちゃんと必要な補助金に関しては今までどおり支給していくということでよろしいでしょうか。今後ともぜひ支援をよろしくお願いいたします。以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○桜田委員

決算書155ページ、説明書185ページなのですが、環境保全型土づくり対策事業費。

説明書に補助の分類がありますけれども、食糧の自給率向上を図ることができたとありますが、この中で、本来は肥料として畑にすき込むんでしょうけれども、生産物としてはどのぐらいの割合があったのか。特に小麦粉については多分収穫があると思うんですけども、全体の中でどのようなあれがあるか、分かれば結構です。

○酒和農政課長

こちらにつきましては土づくりのための種子配付というような形で、ライ麦、エン麦、小麦、あとシロカラシ、ヘアリーベッチというような種類になっております。

桜田委員のおっしゃる自給率向上に貢献したのものとして、小麦につきましては貢献できているのかなと。一応、申請された種の量で計算しますと、大体60ヘクタール分というようなことになっております。

以上でございます。

○桜田委員

ちなみに、今の日本の食料自給率ですが、前は39パーセントという話がありましたけれども、毎年0.5パーセントぐらい下がっているのかな、現状はどのようになっていますか。

○酒和農政課長

現在、公表されている自給率は、恐らくカロリーベースという形のものだと思うんですけども、令和2年度が37パーセント、令和元年度が38パーセント、令和元年度から2年度にかけて1パーセント下がってしまったというような結果となっております。

ちなみに、たまたま調べている間に昔の自給率がありましたので、参考までに。私が生まれた昭和40年の同じくカロリーベースの自給率は73パーセント、昭和50年が54パーセント、昭和60年が53パーセント、平成10年が40パーセントというような形で、その辺から、ここで何とか粘っていくといったような状況になっているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○桜田委員

次に、決算書157ページ、説明書186ページ、農業後継者対策事業費なのですが、事業費のベースで言うと決算額が約56パーセントぐらいになっています。下の方に、コロナ禍の影響で様々な事業が中止になったということも書かれておりますけれども、例えば県支出金が1千500万円ほどありますけれども、成果によっては、これを返還するようになるんですか。

○酒和農政課長

こちらにつきましては、予算を組む上で、これぐらいは行くのではないかとということで予算を組みまして、実際に蓋を開けてみて、交付状況はこうだったということですので、一旦も

らったものを返すのではなく、この数字に対して県からいただくといったような手続になっております。

○桜田委員

決算書161ページ、説明書203ページ、耕作放棄地問題なんですが、このシステムを導入して約43ヘクタールの新規の利用集積があったと書かれておりますけれども、件数で言うと何件ぐらいになりますか。

○酒和農政課長

まず、件数なんですけれども、令和3年度の新規分について申し上げますと68件、令和2年度で行きますと35件、令和元年度が34件といったような状況となっております。

○桜田委員

これはあくまでも農地としてですよ。最近、まちなかを歩くと農地がみんな、資材置場とか、いろんなことに転用されているので大変心配しているんですが、この部分はあくまでも農地から農地ですよ。分かりました。

○角委員長

会議中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時10分)

(再開 午前11時19分)

○角委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、川津クリーン推進課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○川津クリーン推進課長

先ほど4款衛生費の中で、小菅委員から主要施策の成果の説明書172ページ、薬剤等消耗品費中、活性炭系助剤と特号消石灰について、使用済みの薬剤はどのように処理しているのかというご質問がありました。これに対して私から、活性炭系助剤は主灰と飛灰に、消石灰は主に主灰に含まれて処理しているとお答えしましたが、一部誤りがありましたので、訂正させていただきます。

活性炭系助剤及び消石灰のいずれも、ろ過式集じん機で飛灰とともに集めて、飛灰として処理しております。したがって、主灰として処理しているものはありませんので、訂正して、おわび申し上げます。

○角委員長

小菅委員、よろしいですか。

○小菅委員

ありがとうございました。

○角委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○加藤委員

決算書155ページ、説明書183ページ、森林機能対策事業費。

これは今、市内で行われてきていると思いますけれども、吉倉地先ということですが、この金額でほぼ完了したのでしょうか。

○酒和農政課長

こちらにつきましては、もう完了済みというふうな形になっております。
以上でございます。

○加藤委員

次に、決算書157ページ、説明書188ページ、北総中央用土地改良事業推進費。
成果の中に3つの二重丸が出ておりますけれども、これから二重丸のものはどのような状況になっていくのか、ちょっと説明してください。

○酒和農政課長

二重丸の3つにつきましては、今後もそれぞれ負担していくといったような状況となっております。
以上でございます。

○加藤委員

金額も、このままでしょうか。

○酒和農政課長

二重丸の一番上の北総東部用水共用施設維持管理負担金と、一番下の北総中央用土地改良区運営補助金というものについては大体この金額で推移していきますが、真ん中の二重丸の北総中央用土地改良事業建設費負担金というものは、令和2年で国営事業が終了して償還金を返還していく、今は据置期間になっておりまして、令和5年度からについては金額が年間約1億3千万円といったような金額になっていきます。
以上でございます。

○加藤委員

1億3千万円は償還金ということでよろしいですね。

○酒和農政課長

そのとおりでございます。

○加藤委員

決算書159ページ、説明書194ページ、農業振興費。
成果を見ると、下の方に負担金、補助及び交付金がありますけど、結構な金額の差があります。それぞれ、負担金が3つ、補助金が2つあります。この辺をちょっと説明していただけますか。

○酒和農政課長

まず、負担金なんですけれども、こちらにつきましては千葉米改良協会負担金というものが3千円。印旛地区植物防疫協会負担金が1万円。印旛地区落花生協議会負担金が1万7千円といった内容になっております。

また、補助金につきましては、八街市植物防疫協議会補助金というのが70万円でございます。

す。

また、農業研究会補助金、落花生原種採種ほ生産組合補助金、アグリライフやちまた補助金というような形になっているのですが、先ほど申しあげましたように、農業研究会ですとか、アグリライフやちまた、また昨年度は植物防疫協議会についても繰越額が多かったということで交付の方を辞退されておりまして、その辺で予算に対して結果の方が少なかったというような状況になっております。

申し訳ございません。質問は内容についてということでございました。それぞれご説明させていただきます。

まず、千葉米改良協会負担金3千円なんですけれども、こちらについては負担金審議会審査対象団体で、これが市長会の審査分というようなものになっておりまして、この会は千葉県主要農産物等種子条例に基づく千葉県主要農産物等種子対策要綱に定める奨励品種のうち、稲、麦類、大豆の種子の安定生産、供給に努めるとともに、稲、麦類及び大豆生産農家の経営向上に寄与する各種事業を関係機関と連携し、支援推進することを目的として組織されている、そういったような団体の負担金です。

あと、印旛地区植物防疫協会負担金1万円なんですけれども、こちらにも負担金審議会審査対象団体で、印旛郡市負担金審議会審査分となっております。この協会につきましては無人航空機利用技術指導指針に基づき千葉県並びに千葉県農林航空事業協議会とともに病害虫防除の推進と防疫事業の合理化を図るとともに、農薬安全対策を推し進め、農業生産の安定と品質の向上を図るため、関係機関の協力を得て以下の事業、以下の事業というのは、よくヘリコプター防除、無人航空機防除事業ですとか病害虫発生予察、病害虫防除組織の育成強化、農薬安全使用対策などを取り扱っております。

あと、印旛地区落花生協議会負担金の1万7千円なんですけれども、こちらについても負担金審議会審査対象団体となっております。印旛郡市負担金審議会審査分となっております。この会は、落花生生産者相互の連絡及び協調の下に落花生の増産改良と適正価格の維持を図り、落花生栽培の安定を期することを目的とし、落花生生産地の市町農業協同組合及び全国農業協同組合連合会千葉県本部をもって構成され、以下の事業を行っているということで、その事業を申し上げますと、各関係団体の連携の下に内外における落花生の生産及び流通事業に即応した対策の充実とその啓発事業、また落花生諸問題についての調査研究・指導、行政庁に対する建議または請願、その他、この会の目的達成上、必要な事項といったようなことで、主なものとしては、落花生実証展示ほの設置や、落花生採種ほの設置、図画・作文コンクールの実施、消費拡大のPR活動、採種ほの現地検討会等を行っているというようなものとなっております。

続きまして、落花生原種採種ほ生産組合補助金というようなものですが、こちらにつきましては3万円ということで、落花生の品種の特性を保持し、品質の向上を図るためには3年から5年を目途に計画的な種子更新が必要であり、当組合は種子更新に必要な種子の生産及び調査研究等の活動を実施しているということで、こちらの落花生原種採種ほ生産組合の方に3万円ということです。ちなみに、こちらの補助金なんですけれども、令和4年度からは4

万5千円に増額というようなことになっております。

あと、市植物防疫協議会補助金70万円なんですけれども、この協議会につきましては植物防疫に関する事業の推進発展を図り、防除技術の向上と農業生産の安定に寄与することを目的とし、以下の事業を行っているというような形になっておりますけれども、主にこちらについては水稻のラジコンヘリコプター防除というものを中心に行っておりまして、それに関係する調査研究ですとか、防除対策の指導ですとか、そういったような関連の事業を行っているところとなっております。

以上でございます。

○加藤委員

次に、決算書163ページ、説明書206ページ、畜産業振興費。

この中に基礎豚導入者1名とありますけど、養豚業者は今市内に何件ぐらいあるのか。基礎豚ということですが、何頭ぐらい、この2、3年で新たな子豚が生まれているのか、分かれば教えてください。

○酒和農政課長

現在の養豚組合なんですけれども、3名で活動していたのが、2名は今年度中もしくは今年度までに廃業ということで、上砂のお一人が今なお頑張っているといったような形になります。ちょっと残念なんですけれども、養豚組合につきましては令和4年度中に解散を予定しているところでございます。

また、基礎豚の導入なんですけれども、令和3年度実績といたしましては2頭導入されております。

以上でございます。

○加藤委員

それで、生まれたのは。

○酒和農政課長

すみません。基礎豚からどれだけ生まれたかというようなことなんですけれども、この2頭だけじゃないんですが、何年も積み重ねている中で、先ほどの1軒の農家では一応523頭が生まれているといったような報告を受けております。

以上でございます。

○加藤委員

分かりました。

組合員3名しかいなかったのが1名になっちゃって聞いて、大変危惧しているんですけど。一般質問的になっちゃって申し訳ないんですけど、畜産業の振興は、これから、鶏もあるんでしょうけれども、どういうふうに支えていくのか、また進めていくのか。1件だけの養豚では、どうしようもないと思うんです。牛を飼っている方もいらっしゃると思うんですけど、八街市の畜産業がどんどん衰退していくという、大変な危機の状態だと思いますが、ちょっとその辺、部長の方から見解をお願いできませんか、申し訳ないですけど。

○相川経済環境部長

確かに養豚だけではなくて畜産業自体がかなり減ってきているというのが現状でございます。新たに畜産業を始めたいという方がいても、八街市内の状況を見ますと、新たにつくるとなりますと周りの方に迷惑がかかることが多々あるということで、なかなか新規で畜産業を始めたいというのはかなり難しいんじゃないかと感じております。現状の養豚でしたり酪農、養鶏の方もいますけれども、そういった方を今後なるべく経営がうまくできるような支援で、そちらの方はしてまいりたいと考えております。

○加藤委員

確かに環境的に、住宅が市内あちこちに点在しちゃっていますから、大変難しい状況かと思えますけど、可能な限り、いろんな知恵を絞っていただいて、畜産業をなくすことのないように。一部の地域を限定しても、やはりそういう地域を確保するべきだと思いますので。我々だって、毎日、卵を食べたり、肉を食べたりしているわけですから、やはり自分たちで自給自足できるような形に一步でも近づけるように、既存の産業は堅持していくという考えで、何とか、南部でも北部でも東部でも西部でも、どこかの地域にそういう形を残せないか、その辺を、これからも畜産業を守っていくということも含めて検討していただき、今後の計画を立てていただけるようお願いしておきます。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了いたします。

経済建設常任委員以外で質疑のある方は入場してください。

次に、経済建設常任委員以外の質疑を許します。

○丸山委員

それでは、若干質問させていただきます。経済建設常任委員の方からも質問がございましたけれども、どうしても納得いかないので質問させていただきたいというふうに思います。

まず、決算書155ページ、園芸用廃プラスチック適正処理事業費についてであります。

これにつきまして、若干お伺いしたいんですが、八街市の施設園芸農家というのは大きな農業の中心になってきているのではないかと思います。廃プラスチック適正処理事業を利用している農家は、ここ3年間、どれぐらいいるのか、お伺いいたします。

○酒和農政課長

利用者数はすぐお答えできませんが、令和元年度からの処理量につきまして、ご報告させていただきます。令和元年度につきましては、ビニールが114.87トン、ポリが84.18トン、合計199.05トンでございました。また、令和2年度につきましては、ビニールが104.40トン、ポリが88.78トン、合計で193.18トンでございました。また、令和3年度におきましては、ビニールが91.85トン、ポリが100.87トン、合計で192.72トンというような実績となっております。

○丸山委員

施設園芸農家にとって、この制度というのは大変切実な制度であるというふうに思います。令和元年度に農家は台風で、特に施設園芸農家は大変な被害を受けたわけです。令和2年度に約2.7倍の負担増があったわけです。農家にとって、やはりこの負担がきついということは、各農家からも伺っております。

今のコロナ禍と物価高の中、資材高騰の中、農家をしっかりと支える、そういう支援が本当に求められているというふうに思うわけなんです。そういう点では、廃プラスチック処理に関して農家負担をなくすと。既に他市町村では負担をなくしているところがあるわけですから、基幹産業である八街市の農業を本当に守っていくという立場に立てば、この負担を減らしていく。

これを見ますと、八街市が1年間、令和3年度に負担したのは746万8千円です。農家負担を入れて、1千500万円弱で対応できるということです。ぜひ、新年度は今のコロナ禍と物価高の中で大変な思いをしている農家の支援をしっかりとやっていただきたいというふうに思うわけなんです。

農家負担をゼロにする、こういった取組、市長に対して私はお伺いしたいと思います。八街の農業を守っていくための1つの支援策として、手数料をゼロにしていきたい、このように思いますがいかがでしょう。

○酒和農政課長

先ほどの委員への答弁のときに、周りの実績について申し上げたところなんですけれども、私の方で八街市と同等レベルの市町について比較した例がございましたので、こちらについてちょっと報告させていただきます。

まず、銚子市の農家負担は59.6円で、市の負担が10円、1キログラム当たりなんですけれども。また、旭市も59.6円が農家負担で、市の負担が10円。また、成田市が農家負担53.475円で、市の負担が16.125円。印西市は農家負担が58.84円に對しまして、市が10.76円。白井市は農家負担が59.6円に對して、市が10円。富里市は農家負担が59.6円につきまして、市の負担が10円といったような形で、比較したものがございますので、ご紹介させていただきます。

ちなみに、八街市につきましては先ほども申し上げましたように、農家の方が34.8円の負担に對して、市の方が34.8円といったような負担になっております。

丸山委員のおっしゃるように、今の現状に對して全額補助といったようなことを、当然、周りには、やっているところもございましてので検討していきたいと考えておりますけれども、それと併せて、扱ふビニールについて、強化ビニールを使うと複数年それがもったり、あとは生分解マルチ、生分解マルチというのは、マルチとして使った後、それをはぎ取ったり丸めたりする必要がなく、そのままトラクターで土に埋め込めば、微生物に分解されて土に戻るといったもののようなので、処理量に對しての補助ももちろんなんですけれども、こういったビニールの量を減らしていくといったようなことも今後は検討しながら、こういった形がよろしいのか、検討してまいりたいというような形で考えております。

○丸山委員

検討していくということなのですが、今紹介されたビニール関係に関しては、かなり高額になっているわけですね。農家の皆さんは、そういうのは分かっているけど手を出せない。本当に踏んだり蹴つたりの状況になってきている。やはりプラスチックを地球上からなくしていくという取組が今されているわけで、そういう中ではどういう取組が一番必要なのかということも求められてきていると思います。

当面はコロナ禍で、農家の皆さんの負担になっている手数料に関してはなくす、来年度はなくす、ぜひ頑張ってもらいたいと、農家を応援、支援していただきたい、こういうことを申し上げておきます。

それからもう一点、決算書163ページ、畜産業振興費の中で、加藤委員の方から質問がございましたけれども、いわゆる飼料高騰の中で畜産業の方々は本当にもうやっていけないと。現に2名の方が撤退というような答弁がございましたけれども、今後、経営を支援していくんだというような答弁もございました。

具体的に、どのようなことをやっていくのか。本当に新年度から、今の飼料高騰の中での対応がされていくのかどうか、その辺について、お伺いいたします。

○酒和農政課長

今、丸山委員のおっしゃったとおりでございます。市の方としては、年度当初の話としまして、肥料・飼料等の高騰対策として八街市農業元気アップ支援金、あと中小企業関係でファイトやちまた中小企業等支援金といったようなものの受付を10月31日まで進めているところでございます。

ちなみに、農家個人の申請につきましては、今朝確認したところ、542件、申請書の方を上げていただいています。全体で大体1千件ちょっとぐらいと農家個人を見ておりましたので、今現在、半分を過ぎた申請書が上がってきているといったような状況になっております。

また、国の対策事業としてよく報道されていますのは、肥料価格高騰対策事業といったようなものを実施されており、こちらについては5戸以上の農業者グループで申請する必要があるようなんですけれども、そういったような形で補填されるといったような事業を、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料に対して実施していこうというような形で国の方が進めております。

それと併せて、配合飼料につきましても価格安定制度といったような、それまであった制度なんですけれども、そちらについて、通常補填と異常補填というのがあるようなんですけれども、そういった形でやっていこうというようなものが、主なものとして打ち出されているかと思えます。

また、県の対策事業につきましては、県のホームページ等にもあるんですが、集めた情報としては、9月補正として上程を今されているかと思うんですけれども、その1つが肥料価格高騰緊急支援事業ということで、こちらにつきましては先ほどの肥料価格高騰対策事業に上乘せしようといったものようで、国の対策の7割補助しましょうというところに対して、該当する方に対して2割を追加で支援して、国の補助と合わせて9割にしようといったよう

なものが、今、県の9月議会の方に出されているようです。

また、もう2点。施設園芸省エネ転換推進事業というのも今回の県の補正に載せてあるようで、省エネ機器や資材の導入支援、また省エネルギー対策実践支援動画の作成につきましても補助していくと。要は、ヒートポンプといいまして、空気圧の上下だとかエアコンだとか、ヒートポンプの導入やカーテン等の保温設備の整備を行った方について、補助しようといったようなものが上がっているようです。

また、気象災害に強い果樹産地支援事業というのも新規で補正に載せてあるようなんですが、こちらについては果樹関係、6月の降ひょう被害を受けて、多目的防災網の整備をやったものに対して支援していこうといったようなものです。

県の補正予算で何とか支援しようという動きがあるようです。今後におきましても、国や県から発出される情報を注視しながら、市としても進めてまいりたいというような形で考えております。

以上でございます。

○丸山委員

今、るる説明いただきました。国や県が今検討している肥料に関して5戸以上で申請するというのは、大変不便なやり方なんです。本当にこういうやり方で農家の皆さんが対応できるのか。個々の農家の皆さんがもっと本当に楽に申請できて、きちんと対応してもらえる、それが本来ではなかろうか。枠をはめて、わざわざ申請しづらくする、こんな制度は使い勝手が悪くて利用できないと思いますよ。

こういった点については制度改善を求めていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、市長、こういった点についてはどのようにお考えでしょうか、国の補助の在り方について。

○北村市長

今、丸山委員からご質問があったんですが、令和3年度の決算委員会で答弁するのはいかかかと思えますけれども、八街市は基幹産業が農業という位置づけですし、どうやったら八街の農業を活性化できるか、いろんな要望をする状況の中、たまたま農林水産大臣に面会することが可能になりました。

その中で何を要望するかといいますと、もちろん北総中央用水関係のことを要望しますが、あわせて農作物価格が低迷している中で、資材、肥料、飼料、いろんなものが高騰している、農業者がこれでは疲弊して大変困るということで、念頭にあるのは、自給率向上をお願いするわけですが、このことを踏まえまして、1市1首長の立場でありますけれども、今回は農業を一生懸命に行っている富里市、山武市の首長さんにも同行していただきまして、強く、農林水産省に要望してまいりたいと思っております。

特に事務方、農林水産大臣をはじめ、農林整備振興局長あるいは農林次長、農林整備部長宛てに、強く要望してまいりたいと思っております。しかしながら、要望した中でどのぐらい実現するかはまだ不明でありますけれども、こうしたことは粘り強く要望するのが一番大事だと思いますので、私の立場といたしましても、基幹産業が農業ということは常に念頭にあ

りますので、粘り強く、国に要望してまいりたいと思っております。

○角委員長

丸山委員に申し上げます。あと3分です。

○丸山委員

取っておきます。

○角委員長

では、ほかに質疑はありませんか。

○木内委員

すみません。決算書157ページ、報告書188ページ、先ほど市長からもありましたけれども、北総中央用水の負担金については要望していくということですので、あえて質問はしませんが、今、農家で実際に使っている方等が分かりましたら、教えていただけるでしょうか。

○酒和農政課長

人数はすぐ出てきませんが、今現在、通水されて使われている面積については400ヘクタールというような形で把握しております。

以上でございます。

○木内委員

人数が分からないと、地下水がどのぐらい軽減されていくのかを含め、八街の場合、地盤沈下が今まで報告されていない上に、農家の方が独自に共同でポンプ井戸を掘って、実用的に使われている農業用水がほとんどであると思いますが、この辺の推進についてはどういうふうにお考えなのか、お伺いしてよろしいでしょうか。

○酒和農政課長

北総中央用水につきましては北総中央用水改良区というものがございまして、そちらが受益拡大、その辺について進めていくようになっておりますけれども、当然、県ですとか市ですとか、関係団体として十分協力して今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○角委員長

会議中ではございますが、昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後1時09分)

○角委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、酒和農政課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○酒和農政課長

私は午前中の答弁で、農業振興費の中の市植物防疫協議会に対する補助金70万円は、令和3年度においては繰越しが多くて実質的にもらわなかったようなお話をさせていただいたん

ですが、確認しましたところ、令和3年度ではなく令和2年度に辞退していたということが分かりましたので、ご報告させていただきます。

あわせて、主要施策の成果の報告書194ページなんですけど、農業振興費という形で出ているんですけど、3番目の事業の概要・成果のところ、数字のコンマを間違えてつけたところが2か所ございました。

中段の「人・農地プラン」調査表返信郵送料というのが28万4千155円で、コンマをつけるところが間違っております。金額はそのまま読んでいただければ間違いございません。

また、先ほど申しあげました一番下の市植物防疫協議会補助金なんですけど、こちらもコンマの位置が間違っております。数字としては70万円というふうになっております。

訂正して、おわび申し上げます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○角委員長

それでは、経済建設常任委員以外の質疑を続けていきます。質疑はありませんか。

○石井委員

それでは、農業関係の質問を幾つかさせていただきたいと思います。

決算書27ページ、歳入の農林水産手数料の件なんですけれども、農地関係証明手数料2万6千700円とあるんですけれども、これはどのような証明書になるのか、教えていただけますでしょうか。

○小川農業委員会事務局長

こちらの証明書に関しましては、農業経営の実態証明あるいは転用事実確認の証明等が主なもので、合計で89件を交付しております。

○石井委員

近年の傾向についても、ちょっと教えていただけますか。

○小川農業委員会事務局長

今申し上げたのと同様で、実態証明あるいは転用事実確認の証明書が多く交付されております。

○石井委員

近年の傾向を教えてくださいませんか、件数です。

○小川農業委員会事務局長

令和2年度で申し上げますと、主なものは農業経営の実態証明、あとは転用事実確認証明で、令和2年度は66件を交付しております。

○石井委員

ここ数年、この証明書の手数料を取り始めたと思いますけれども、証明書が増えているという事は、いろんな手続が活発にされているのかな、このように思っています。

次に、決算書43ページなんですけれども、22款諸収入、3項受託事業収入、2目農林水産業費受託事業収入の中で、農地中間管理事業受託収入を計上されているんですけれども、これについてちょっと教えてくださいませんか。

○酒和農政課長

こちらにつきましては、農地中間管理事業に関する事務について、農地中間管理機構より八街市が委託を受けているため、事務手続に要する経費の全額が農地中間管理機構より交付されることになっております。こちらにつきましては、農地中間管理機構と農地の借手及び出し手の郵便切手代として2千40円、また担当職員の当該事業にかかった時間外勤務ということで1万2千922円、合計1万4千962円が収入となっております。

以上でございます。

○石井委員

関連しますけれども、決算書157ページ、説明書190ページなんですけど、農地中間管理事業費の歳出の件ですけれども、先ほど委員からありましたけれども、2.8ヘクタールとあるんですが、集約先として、どのような方が今は借手になっているか、分かりますでしょうか。

○酒和農政課長

こちらにつきましては、農政課サイドは書類審査という程度の審査になるんですけれども、明らかに申し上げられるのは、農地の担い手となっている方に貸し付けられているといったような状況になっております。

以上でございます。

○石井委員

農地の担い手には間違いないと思うんですけれども、要は、いわゆる担い手の中でも若手の就農者なのか、法人格を持っているところなのか、そこを知りたいんですが。例えば、先ほどの答弁の中で、利用集積を含めると60.2ヘクタールあると、たしか答弁があったと思うんですけれども、ここも含めて、どのような方が基本的に貸していて、どのような方が借りているのか、傾向を知りたいんです。

なぜかという、農業政策と一体的なものなので、次世代も含め、若手、担い手の方にはいろんな農地の借り方がありますよね、先ほどの委員の質問の中にもありましたが、次世代が新しい農地を求めたり、担い手が農業法人として参画していく、これが増えているのを傾向として肌では感じているんですけれども、八街市の傾向をどのように捉えているのか、ちょっと教えていただけますか。

○酒和農政課長

こちらの2.8ヘクタールの明細について、今見ているところなんですけれども、全部で17筆ございます。そのうち13筆が農業法人という形になっておりまして、残りの4筆が個人という形になっております。

貸手につきましては、相続人がついている方ですとか、あとは高齢になっていらっしゃる方が貸手になっているのかなど。今はそのような形で見えております。

以上でございます。

○石井委員

傾向を今お話しいただきましたけれども、やっぱり農業法人が増えている傾向ということで理解できました。

また、貸手についても今おっしゃったとおりだと思いますけど、貸手と借手がしっかりマッチングしていくことが、これからの利用集積だとか中間管理に、2つは別々ですけれども、八街市の農業の発展に寄与していくと思いますので、そこを注視していただければありがたいと思っています。よろしくお願いします。

ちょっと戻りますけれども、決算書155ページ、説明書183ページ、森林機能対策事業費でございます。

砂、吉倉地先で行われている事業なんですけど、植栽に関してですけれども、どのような木を植えて、今後の管理は。いわゆる高い木、高木ではなくて、低い木を植えているんですけれども、どのような木を植え、今後の管理体制をどのようにしていくのか、お聞かせ願います。

○酒和農政課長

まず、こちらの森林機能対策関係なんですけど、サンプスギを対象にしております、伐倒・搬出が終わった後の植栽については、スギを植えるというような事業になっております。

災害に強い森づくり事業につきましては、災害に対して行った事業ですので、石井委員のおっしゃるとおり、伐採した後は低木を植えるといったような状況になっております。

○石井委員

課長、ありがとうございます。そういうことなんですね。ブナとかナラをそちらで植えて、サンプスギを対象にしたものはサンプスギを植えるということですね。かしこまりました。

今後の事業展開、令和5年度以降はどのように考えていますでしょうか。

○酒和農政課長

こちらにつきましては県の森林組合と県との調整の中で実施しているところなんですけれども、今年度におきましては滝台の畜産センター付近で事業を行っておりますが、現在のところ、次年度の事業地についてはまだ決まっていない状況となっております。

○石井委員

分かりました。ありがとうございます。

次に、ごめんなさい、説明書190ページ、決算書157ページ、先ほどの農地中間管理事業費で1問、聞き忘れちゃったので。

一番下に機構集積協力金返還金がありますよね。賃借契約を10年で設定されて、途中解約されたということなんですけど、どのような事案だったんでしょうか。すみません。先ほど質問すればよかったんですけど。申し訳ないです。

○酒和農政課長

こちらにつきましては、平成28年度に機構集積協力金の交付を受けた土地所有者が自己都合というような形で中途解約を行って、県に返還することになったものです。貸し出している間に、その土地を売ってほしいという相手が現れまして、そちらに売るために解約して返還したといったような事案になっております。

○石井委員

分かりました。売買契約が成立していく過程において、そういった処置になったということで理解できました。

最後の質問です。決算書161ページ、説明書200ページ、農村地域整備開発促進事業費についてでございますけれども。

説明書の中で、地域整備計画変更申請に基づいてと書いてあるんですけど、促進協議会が開催されて、委員からの意見を踏まえて県へ協議の申請を行った、農振除外とか編入についてということなんですけど、どのような意見が出て、県に申請内容を送られたんでしょうか。

○酒和農政課長

主に農振を外したいといったような申請を積み上げて、年2回ほど開催しているところなんですけれども、委員の方々からのご意見としては、隣接農地への排水関係、その辺がうまくいっていないことに注目されて、発言されているようです。

その他の要件については、事務局の方で一応規定に合っているかどうか、その辺については十分審査した上で、こちらの会議の方に図っております。

以上でございます。

○石井委員

お聞きしますけれども、八街市の農地は、例えば農業振興地域、農振を除外していくには要件がありますよね。これをちょっと教えていただけますか。

○酒和農政課長

除外の要件といたしましては、まず必要かつ適正かということで、必要性、代替性、規模の妥当性といったような項目がございまして、具体的な計画があること、不要不急の用途のためでないこと、通常必要とされる面積から判断して除外する面積が過大でないことがございます。

例えば、次のような例は要件を満たさないものと考えるといったような例で行きますと、農振農用地以外の土地に家屋の新築が可能な土地があるにもかかわらず除外を行う場合、また農振農用地以外の土地を合わせて利用可能であるにもかかわらず宅地全体を農振農用地で対応する場合、なお土地所有者の了承を得ていることや、土地価格が安価であることは理由とならないといったような規定がございます。

以上でございます。

○石井委員

分かりました。ありがとうございます。

農業振興と農振除外のはざまに立っている農政課は大変だと思いますけど、これからも頑張ってください。

終わります。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それでは、決算書155ページ、成果の説明書185ページ、環境保全型土づくり対策事業費について、伺います。

緑肥作物の作付けが様々な役に立っているという説明があります。加えて、小麦など、食料

になるものがあるということですが、この事業で、小麦をはじめとして食べられるもの、ほとんどが食べられるのかなと思うんですけど、畑の中に埋め込まないで、食料となっているものはどのくらいあるのか、お伺いします。

○角委員長

京増委員に申し上げます。先ほど答弁がありましたので。

○京増委員

最初は小麦だけ聞こうかと思ったんですが、ほかのものも、やはりこれから食料自給率を高めるといふ点では、緑肥にもなるし食料にもなるというところで、現在の状況がどうなのか、お伺いしたかったわけです。

○酒和農政課長

先ほど作付面積につきましてはご報告させていただいたところなんですけれども、ちなみに小麦については令和3年度は60ヘクタールというような実績を申し上げたところなんですけど、事業を使って毎年、農事組合法人やちまたというものが小麦を作付けして事業を行っております。大体、この法人の実績が、年によって変動はありますが、大体100ヘクタールから120ヘクタールの小麦の生産をやりましたといったような実績になっておりますので、この事業で小麦を60ヘクタール分、配ったものと、農事組合法人やちまたの実績を見比べると、食用にどれだけ流れたか、大部分はこの事業で農事組合法人が購入されているのをこちらの方では存じ上げているんですけれども、その辺の因果関係についてはちょっと分かっていないのが現状になっております。

以上でございます。

○京増委員

状況はよく分からないけれど、この事業の種が食べる方にもちゃんとなっているということですね。小麦は分かりました。

あと、エン麦とかライ麦、この点について、食料になっている部分はあるんでしょうか。

○酒和農政課長

一応、緑肥作物ということで地力増進を目的としておりますので、この状況を見る限りは食用に回っているのではなく地力増進、そのまますき込んで地力を上げるために皆さんが使われているといったような形で把握しております。

○京増委員

地力を高めて、食料増産に役立っているということだと思います。

次に、令和3年度に種の負担が2分の1になったんですけれども、その結果、作付面積に変化があったのか。先ほど小麦は令和3年度60.47ヘクタールということで、説明書185ページに書いてあるんですけれども、5種類について、令和2年度の数字をお聞きします。

○酒和農政課長

令和3年度につきましては合計221ヘクタールというような形で午前中にご報告したところですが、令和2年度につきましては合計438ヘクタールと、購入されました種子の量から面積換算しますと、そういったような結果となっております。

○京増委員

令和2年度の合計は438ヘクタール、そして令和3年度は221ヘクタール、ちょうど半分なんですね、値段も半分で。

ということは、今はこうなんですけど、食料自給率を高めていくとなると、例えば農事組合が種を買っていく場合に、やっぱり影響するんじゃないでしょうか。

○酒和農政課長

京増委員のおっしゃるとおり、令和3年度は10分の3という補助率で実施させていただいて、この結果でございましたので、今年度につきましては既に10分の5という補助率に上げてまして、今現在、ちょうど農家の皆さんから申込みを受け付けている状況でございます。

○京増委員

これからは、それこそ食料自給率をいかに高めるかというのが世界的にも大問題ですから、八街市も物価高騰、もしも輸入ができなくなったとき市民の命を守ることができるかどうかということもありますので、ぜひその点も考えていく必要があると思うんですけど、市長にお伺いしますが、先ほど農林水産省の方とお会いするとおっしゃっていたんですけど、環境保全型土づくり対策事業費には国からの支出はありません。環境型土づくり対策事業というのは食料増産にも役立つわけですから、ぜひ国にもこういうところに協力するようということとで要求していく必要があると思うんですが、この点についていかがでしょうか。

○北村市長

先ほども丸山委員に申し上げたんですけども、今回、農林水産大臣をはじめ、関係部長、関係次長にお会いするのは、北総中央用水のこともありますけれども、今、農産物価格が低迷する中で、資材、肥料、燃料価格が高騰して農業者が大変だということをお伝えするとともに、今後の食料危機の懸念から、自給率を上げてくださいという要望が主でございます。

○京増委員

本当に食料自給率をいかに早く高めていくかというところは大問題だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、決算書159ページ、説明書195ページなんですけど、先ほど質問がありましたけれども、有害鳥獣駆除対策費について、お伺いします。

駆除の仕方については猟友会や箱わなとか、いろんなやり方が書いてありますので、恐らく動物の捕獲に一番いいやり方でやっぺらっしゃると思うんですけど、アライグマなどは毎年捕獲が多いように先ほどお聞きしましたけれど、増えるのが早い動物に対しては何か、例えば早く捕獲していくとか、動物によつての捕獲計画はあるんでしょうか。

○酒和農政課長

先ほど捕獲数の推移につきまして、ご報告させていただきましたけれども、繁殖力が強い小動物についてどうしていくかということなんですけど、作物を守るためには電気柵を設置すれば、ほぼ被害はなくなってくるといったような、皆さんの声を聞いています。ただ、それだけでは全体の個体数は減らせないということで、今は箱わなで捕獲して、頭数を減らしているところなんですけれども、これについては八街市だけの傾向ではありませんので、印旛管

内ですとか近隣で有害鳥獣対策で集まる機会もございますので、その辺の中で皆さんと意見交換したり、協議検討して、こういった形がいいのか、やっていきたいんですが、先日、上程させていただきました電気柵ですとか、あとは箱わな免許ですとか、そういったものを取ることができるような形で、そういう体制を整えていきたいと考えております。

○京増委員

八街だけじゃなくて全国的に鳥獣害が広がっているということは、食料自給率で一生懸命に頑張っている、それが裏目に出てしまうわけですから、本当に大変なことと思うんですけど、八街市だけではできない。本当に研究していただきたいと思います。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了いたします。

経済建設常任委員以外は退場してください。

これから、審査順3、歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出6款商工費に関する事項、歳出6款商工費の審査を行います。

最初に、経済建設常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

○山田委員

それでは、決算書165ページ、説明書211ページ、商店街振興事業費について、お伺いします。

事業の概要・成果のところ、空き店舗活用事業補助金ということで、利用者が前年度比プラス128人とあります。増えた要因や効果を、どのように担当課は捉えていますでしょうか。

○牛川商工観光課長

お答えいたします。

利用者数に関しましては、令和2年度、令和3年度ともに同じコロナ禍ではありますが、令和3年度につきましてはコロナへの知識等が大分培われてきたこともありまして、休業期間がありませんでした。コロナ初年度の令和2年度については休業期間がかなりありましたので、その関係で、令和3年度は感染対策を取った上で休業期間なしで開催したためであります。

以上です。

○山田委員

令和2年度、3年度と同じ額の補助金が出されていますが、効果がこれだけあるというのは非常にうれしいことだと思います。これからもしっかりと効果が出せるように、引き続き補助をお願いいたします。

概要・成果、その下の商店会街路灯電灯料補助金に関してなんですけれども、街路灯433

基ということで、前年度からマイナス5基というような状況になっています。減った要因、場所等が説明できればお願いします。あわせて、それに対して、金額が前年度より約7万5千円ほど上がっています。この要因も説明をお願いいたします。

○牛川商工観光課長

お答えいたします。

まず、減った5基につきましては、各商店街からの実績に基づいて、基数の報告は受けているのですが、場所や原因についてはこちらでは把握しておりません。恐らく老朽化等による撤去だと思われます。それに対して金額が上がっていることにつきましては、電気代の高騰により電気代が上がっているためであります。

以上です。

○山田委員

基数が減ったのに金額が大分増えているというのは、どうしても厳しい状況なのかなと思います。ただ、商店街の賑わいのためには補助金というのは絶対に必要だと思うので、今後ともしっかり補助していただけるよう、お願いいたします。

次に、決算書167ページ、説明書214ページ、商工業振興費について、お伺いします。

事業の概要・成果の一番下のところですけれども、特産品販売促進業務委託、その下の実績が前年度に比べて格段に上がっているようですが、この辺は担当課としてどのように捉えていますでしょうか。

○牛川商工観光課長

お答えいたします。

令和2年度と3年度を比較しますと、確かに令和3年度は格段に上がっているように見えるのですが、全くコロナがないときと比べると、令和3年度でも、そのときまでは戻っていない状況であります。令和2年度に比べて令和3年度が上がっているのは、先ほど商店街振興事業費のところでお答えしたとおり、同じコロナ禍ではあるのですが、大分コロナとの付き合い方が把握できてきましたので、同じようにコロナ対策を取った上で、令和2年度に比べると、令和3年度はPR等を行った結果であります。

以上です。

○山田委員

令和2年度より3年度は状況がよくなったというお話ではありますが、それでもコロナの影響を受けた中ですが、これだけの数字を上げていただいたことは非常にありがたいことだと思います。今後も、まだ若干コロナの状況は続くと思われませんが、その中でもしっかり成果を上げられるように、担当課としても補助をよろしくお願いいたします。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小菅委員

先ほど山田委員も質問されておりましたけれども、商店会街路灯電灯料補助金についてです

が、決算書165ページ、商店街振興事業費ということです。

多くの商店会がLED化に取り組まれておりまして、ほとんどの商店会がLED化されていると思いますけれども、街路灯433基のうち、まだLED化されていない街灯はあるのかどうか、お伺いします。

○牛川商工観光課長

街路灯にLED化されているものとされていないものがあることは把握しているんですが、数については、すみません、把握しておりません。

○小菅委員

商店会ごとにLED化を進められていると思うんです。こういう状況ですので、されていない商店街があれば、商工課としても積極的に進めていただければと思います。

続いてですが、決算書165ページ、就労支援事業費についてですが、就労支援サイト「ジョブ・ナビ・やちまた」の運営が載っております。成果の報告書では213ページです。

「ジョブ・ナビ・やちまた」を通じて就労につながっているのかどうか、それを検証されているのかどうかをお伺いいたします。

○牛川商工観光課長

「ジョブ・ナビ・やちまた」は事業者が求人情報を掲載し、求職者はサイトを閲覧後、直接、事業者にコンタクトを取ることになるため、サイトの運営会社におきましては、実際にコンタクトを取った後に雇用につながったか否かの追跡調査は、昨年度までは行っていない状況でしたので、昨年度に関しまして何名の雇用につながったか等の詳しい数字は把握しておりません。

しかし、その後については、やはり重要なポイントであるということで、運営会社との協議の中で、令和4年度からサイト上で成果が見えるよう、システムを改修し、アンケート調査を実施することといたしましたので、令和3年度までは何名の雇用に実際につながったかという数字は出ておりません。

以上です。

○小菅委員

今年度からそのような調査をしていただけるということで、そのデータを期待しております。

続いて、決算書167ページ、商工業振興費の中で、主要施策の成果の説明書では214ページになります。

事業の概要・成果の中で、郵便局ふるさと小包チラシを作成し、八街産落花生の販売促進を行ったということで、8万枚を関東エリアの郵便局に配ったということでございますけれども、関東エリアの中では八街はそれなりに有名であると思いますけれども、八街産のピーナッツを欲しい方は全国にいると思いますので、関東だけではなく、できれば全国にお願いしたいところでございますけれども、令和3年度は関東エリアということでしたが、今後、県庁所在地の郵便局だとか、そういうところにチラシを置いていただくことはできないのか、お伺いいたします。

○牛川商工観光課長

この件に関しまして、令和3年度決算とは関係ないのですが、令和4年度予算に関しましては、PR費用を大分、ふるさと小包の利用者数というか購入される方、販売実績がかなり落ちてきているということもありまして、ほかのPR費の方に令和4年度から予算を回している状態なんです。ちょっと令和3年度決算とは関係ないのですが、令和4年度についてはチラシの印刷自体を廃止した状況であります。ただ、市は負担してやっていないのですが、ふるさと小包のカタログの方に現状も掲載されておりますので、それについては日本中の方がどこからでも買うことは可能となっております。ただ、チラシとしてのPR費用を令和4年度は削減しました。

以上です。

○小菅委員

全国に配られているカタログに載っているということで。今後はカタログを見て、八街市の落花生にますます引き合いが来ることを願っております。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○桜田委員

決算書165ページ、説明書209ページ、シルバー人材センター費なんですけど、一番下の公共事業（市との契約）が140万円ほど増えておりますけれども、事業内容をご説明ください。

○牛川商工観光課長

公共事業としましては、市役所庁舎や公民館、図書館等の清掃業務、また市営駐輪場の保守管理業務等が主なものであります。

契約金額が増加しました要因につきまして、令和2年度は就業時間の短縮や日数の削減があったため、令和3年度は緊急事態宣言等の発令回数が減ったことに伴い、大分、通常業務が増えたことにより、令和2年度と比べると令和3年度は増加したということになります。

以上です。

○桜田委員

議会の方にも毎年、要望書が上がっておりますけれども、行政の方にも上がっているんですか、シルバー人材センターから。

○角委員長

質問を明確にお願いいたします。

○相川経済環境部長

市長の方へ直接、シルバー人材センターの会長、事務局長がお見えになりまして、要望書の方は毎年上がっております。

○桜田委員

令和3年度も上がっていると思うんですが、要望に対して対応された内容はあるんですか。

○牛川商工観光課長

すみません。お待たせしました。要望につきましては個々の全ての要望に応えられているわけではないと思うのですが、少なくとも市の中における委託業務等でなるべくシルバー人材センターを活用するようにという周知等は行っております。

また、補足であります。要望をいただいたのは別に、私ども商工観光課の職員はシルバー人材センター事務局長と常日頃から連絡を取り合っておりますので、その中でかなえられる要望はなるべくかなえていきたいと思っております。

以上です。

○桜田委員

議会に出されたシルバー人材センターからの要望書は例年とちょっと変わってしまっていて、いわゆる事業内容に触れているんですね。いわゆる行政の仕事を請け負う場合、例えば福祉関係の仕事もやっていきたい、そんなふうに書いてあるんですけども、行政が委託できる事業というのはどのようになっているのか、分かれば。

○角委員長

桜田委員に申し上げます。ただいまの発言は質疑の範囲を超えておりますので、質問を変えていただきますよう、お願いいたします。

○桜田委員

市からの事業が4千万円近く出ているわけです。これは直接関係ないと思うんですけども、シルバー人材センターで働いている皆さんには労働協約関係はないんですよ。今、事業に伴って、けが人が多く出ていて大変な社会問題になっているんですけども、市として、それには関与できないと思うのですが、その辺についての報告なんかは上がっていますか。

○牛川商工観光課長

昨年度のシルバー人材センターにおける就業中の事故というのは2件ありましたが、2件とも軽微な車の物損事故で、人と車とかではなく、車がどこかにぶつかったという2件だけでございますので、作業中のけが等については、令和3年度は0件と報告を受けております。

以上です。

○桜田委員

次に、決算書167ページ、説明書214ページ、先ほど話がありました商工業振興費。

この前の落花生まつりに「発酵の里こうざき」がお見えになっていました。出張販売の主な出張先が分かれば、何例か、教えてください。

○牛川商工観光課長

令和3年度の実績ということであります。酒々井プレミアムアウトレット、同じく木更津のアウトレット、千葉県観光物産展及び成田楽市や東京の武蔵小山商店街等、合計10か所にPR及び外販に行っておりまいました。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

若干質問させていただきます。

決算書165ページ、消費生活対策費、主要施策の成果の説明書210ページでございます。説明書に書かれている件数といたしましては、相談件数475件、前年度比マイナス65件という形で記載されておりますが、傾向といたしまして、令和3年度はどのような相談が多かったのか、お伺いいたします。

○牛川商工観光課長

一番多いものとしましては、販売方法や契約の解約に関する相談等が多くなっております。理由としましては、やはりコロナ禍においてインターネットを活用した商品の購入が増えたことに比例してトラブルも増加しております。

例えば具体的な例で申し上げますと、定期購入の条件があることを認識せずに、初回のみ安価な商品を契約してしまったといったような内容で、かなり多くの件数が。さらに、年齢的にはかなり幅広い方から相談を受けております。

以上です。

○山口委員

ありがとうございます。コロナ禍において変わった相談というか、今までとは傾向の違う相談が増えている実態がはっきりと分かりました。市民の皆さん、多くの問題を抱えている中で、こういった相談ができる場所というのは大変ありがたいと思っておりますので、これからもしっかりと継続して対応していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、決算書165ページ、就労支援事業費、主要施策の成果の説明書213ページでございます。

先ほど小菅委員の方からも質問がございました。ちょっと確認したいんですけども、ここに書かれている内容といたしまして、求人情報を閲覧することが可能であることから雇用の促進が図られたと記載されております。先ほどの答弁の中で、雇用の促進が図られたと言うけど状況は把握していないんだよなということで、若干ちょっと疑問に思ったので、その点について答弁できますか。

○牛川商工観光課長

先ほど小菅委員に答えたとおり、直接、何名の雇用につながったかというところまでは令和3年度の現状ではできていませんでしたが、それ以外の側面から見ますと、例えばサイトへの登録事業者数というのは対前年度比で増えております。直接雇用した数には当たらないんですが、サイトへのアクセス数については、パソコン、スマートフォン、全てを合わせますと3千860件の増で、かなりの増となっておりますので、少なくともサイト利用者は確実に増えているということです。ここからは推測になってしまうのですが、雇用の促進につながっているのではないかとということで、載せさせていただきました。

以上です。

○山口委員

個人的には、今の答弁に関しては、とても安心したところでございます。しかしながら、令和4年度に関してはちゃんと集計できるんじゃないかとということで、令和3年度、はっきり

とした答えが出せないところで測られたのはどうかなということは正直ございましたので、しっかりと令和4年度はちゃんと集計していただいて、登録事業者にアンケートを取っていただいて、「ジョブ・ナビ・やちまた」が有効に活用されているところをしっかりと把握していただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、決算書167ページ、商工会議所事業補助費、主要施策の成果の説明書215ページでございます。

ここでちょっとお聞きしたいところは、買物弱者救済事業補助金で100万円を支出しているということで、例年、この件については質問が出ていると思いますが、利用登録者、利用件数の推移を。特にコロナ禍においてはとても重要な事業というふうに私は認識しております。どのような形で推移しているのか、お伺いいたします。

○牛川商工観光課長

まず、登録者数は令和2年度と令和3年度の比較で24名増となっております。また、利用件数につきましても、1千514件が令和3年度の実績なのですが、令和2年度比23件増となっております。

以上です。

○山口委員

さほど増えていないんですね。昨年度にお伺いした際には、結構もういっぱいいっぱいやっているんだ、一生懸命にやられているんだけれども、これ以上はなかなか増やせないということもお聞きしておりますので、その点について、何というかな、買物弱者が救済できるような事業促進に努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私の方は以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了いたします。

経済建設常任委員以外で質疑のある方は入場してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了いたします。

会議中ですが、ここで10分間休憩とします。

執行部の皆様に申し上げます。この後の審査に関係する職員以外は退席して結構です。

(休憩 午後 2時 5分)

(再開 午後 2時14分)

○角委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、審査順4、歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出7款土木費に関する事項、歳出7款土木費の審査を行います。

最初に、経済建設常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

○山口委員

若干質問させていただきます。

まず、決算書169ページ、土木総務費になります。主要施策の成果の説明書219ページです。

この年は朝陽小学校の悲惨な事故に対応された予算ということで、八街市道路安全対策推進協議会を令和3年度に立ち上げて、アドバイザーに千葉大学教授を招いて開催されたというふうに、事業の概要・成果に記載されております。

先生を招いて開催された協議会の中で、ここは八街市で対応した方がいいとか、様々なアドバイスをいただいていると思いますが、その点について、令和3年度はどのような形でアドバイスをいただいているのか、お伺いします。

○市川建設部長

八街市道路安全対策推進協議会でございますが、昨年度2回実施させていただきました。

主なものでございますが、第1回目につきましては事故後の対策状況という形になっております。そちらでは朝陽小学校前の道路整備の状況報告、また道路の通行量を国土交通省の方で調べていただきましたので、そちらの報告等をさせていただきました。

第2回目につきましては、最後のまとめという形での報告、本来は会議の中で諮ってから本設置すべきだったんですが、時間的な余裕もなかったので、ハンパや狭窄を当初は仮設置させていただいておりましたが、協議会には遅れての報告になってしまったんですが、本設置させていただいております。そのほか、市の取組といたしまして、「やまちょう」からの五差路、三区35号線なんですが、そちらの道路改良と併せまして、片側に路肩をまとめまして、グリーンベルトを広く取ったという実績の報告をさせていただいたところでございます。

以上です。

○山口委員

ありがとうございます。事故から令和4年度にかけて、目に見える形でどんどん変わってきているというふうに感じております。やはり子どもたちの安全安心を守るためにも、一つ一つ対応、対策を進めていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、決算書175ページ、道路排水対策諸費のところでお伺いいたします。主要施策の成果の説明書では231ページでございます。

事業の概要・成果として冠水の軽減を図ることができた、あとは雨水洪水調整池用地及び排水路の借地契約数が93件、175筆ということで記載されておりますが、令和3年度において新たに借地契約を結んだとか、用地を確保できたところは何件あったのか、お伺いいたします。

○中村道路河川課長

道路排水関連で調整池をお借りしているわけですが、令和3年度に追加となったものは一区の調整池、昔にセブンイレブンがあった裏側の造成地なんですけど、そちらで一時的にお借りした部分はあるんですが、その後、用地買収に切り替わりましたので、賃借料という形ではないですけれども、そこが1か所増えております。

○山口委員

令和元年度の台風被害において、八街市の治水対策が叫ばれておりまして、なかなか、コロナ禍で、そこへ対応できているのか、ちょっと心配なところはありますが、治水対策というのは、この前も台風が何件もあって、ハザードマップを確認してくださいとか、そういうところも含めて、やっぱり一つ一つ解決しなければならない問題ではあると思いますので、引き続き治水対策を進めてください。よろしく願いいたします。

続きまして、決算書177ページ、住宅耐震化促進事業費、主要施策の成果の説明書238ページでございます。

この件につきまして、住宅耐震化というのは平成12年以前に建てられた住宅が対象ということで、出張耐震相談会を2回開催、8件について自宅訪問されたと記載されております。

実際のところ、ちょっと確認したいんですけど、八街市内において平成12年以前の建物はかなり多くあるんじゃないかというふうに思いますが、その点はどのように確認されているのでしょうか。

○戸村都市計画課長

住宅耐震化促進計画につきまして、説明させていただきます。

昨年度、八街市耐震改修促進計画というものを作成しておりまして、耐震化の現状、住宅の耐震化率の状況といたしましては、住宅の総数が戸建と共同住宅を合わせまして2万6千780戸。

○山口委員

もう一回。

○戸村都市計画課長

2万6千780戸。

そのうち、こちらの計画の中では昭和55年以前のもので耐震性のないものを抽出しておりまして、そのうち耐震性のないものについては1千603戸となっております。耐震化率につきましては94パーセントとなっております。

以上です。

○山口委員

分かりました。昭和55年以前のもので、1千603戸は耐震不足が心配される建物ということでよろしいでしょうか。違いますか。

○戸村都市計画課長

今申し上げたのは、昭和55年以前の住宅のうち、耐震性の有無については千葉県 の推計方法に基づき算出した棟数となっております。

○山口委員

要するに古い耐震基準の建物ということですね。

結果的には、補助件数として、耐震診断の補助4件されて、改修補助2件ということで記載されております。費用もかかることですし、対応されていることはいいことだと思いますが、やはり災害に強いまちをつくるためには1件でも多く補助を活用していただきたいということでございますが、予定していた件数より高かったのか、低かったのかというところを確認させていただきます。

○戸村都市計画課長

こちらの件数につきましては、予定件数には達していなかったというところでございます。

○山口委員

予定件数に足りなかったということですので、今後、周知をさらにしていただきまして、予定件数まで届くように。

ちなみに予定件数は何件を予定していたのですか。

○戸村都市計画課長

予定件数といたしましては、令和3年度当初予算ベースで行きますと耐震診断については20件、耐震改修については5件というのが、当初予算上での件数でございました。

○山口委員

予定をかなり下回っているところでございますので、周知していただきまして、災害に強いまちをつくるためにも対応をお願いいたします。

さらに、その下、危険ブロック塀等除却費補助事業を5件行ったというふうに記載されておりますが、これについては予定していた件数等はどうだったのか、確認したいと思います。

○戸村都市計画課長

危険ブロック塀等除却につきましては、令和3年度当初予算ベースでございまして10件を予定しておりました。

○山口委員

これもやはり予定より低かったということで。

予定していた件数より低いと、ちょっと寂しい感じがしますので、安心安全を守るために必要なことですので、それをご理解いただけますように、市民の皆さんに周知をお願いいたします。

続きまして、決算書179ページ、被災住宅修繕緊急支援事業費、主要施策の成果の説明書241ページをお願いいたします。

事業の概要・成果の中で、34件の交付決定のうち実績報告のあった25件について、令和3年度に支給を実施したというふうに記載されております。

台風被害に遭われた残りは今現状でどうなっているのか、お伺いいたします。

○戸村都市計画課長

事業の概要・成果には25件と記載してあったんですけれども、18件に訂正させていただきます。

交付決定34件のうち、事業を完了したものが18件、残りにつきましては、取下げ10件、

あと取消処分6件、こちらは令和3年12月28日までに実績報告がなかったものとして取消処分となっております。

以上です。

○山口委員

ということは、残りはないという認識ですか。お願いします。

○戸村都市計画課長

残りはありません。こちらの事業につきましては令和3年度までの事業となっております。

○山口委員

分かりました。

続きまして、決算書181ページ、公園緑地管理費、主要施策の成果の説明書では245ページをご覧ください。

需用費の中に修繕料148万8千300円、施設屋根・フェンス・遊具等の修繕ということで記載されております。どんな工事、修繕だったのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○戸村都市計画課長

こちらの修繕につきましては、藤の台公園ブランコ修繕のほか、みどり台第2から第3の遊具の修繕、中央公園の遊具の修繕、けやきの森公園防災井戸滅菌機の修繕、住野・榎戸児童遊園の遊具撤去、けやきの森公園トイレ屋根修繕、あと公園街灯修繕、けやきの森公園駐車場車止修繕、公園ネットフェンス修繕、もう一つ、公園の遊具撤去となっております。

○山口委員

分かりました。

遊具を撤去した後に新たな遊具を入れるのか。遊具は結構高額だと、私は承知しておりますが、遊具撤去の跡というのはなかなか寂しいものがございまして。遊具を撤去の後で購入されるというようなことは今後考えていないという認識でよろしいですか。

○戸村都市計画課長

そうですね。毎年、公園遊具については定期点検しております、公園としては105か所、遊具としては234基を令和3年度に点検しております。基本的には、修繕で利用可能となる遊具について、優先順位をつけて、利用頻度の高い都市公園のブランコなどを修繕しております。老朽化等により修繕不可能な遊具については、残念ながら撤去となっております。遊具については、ご存じのとおり高額なものでございまして、なかなか新設というところまで手が回っていないような状況でございます。

○山口委員

一番いい形としては、撤去になる前に修繕していただいて、継続して使用できるというのが一番ベストな形になると思いますので、そういった意味でも維持管理の段階で、撤去という状況にならないような維持管理をぜひともお願いいたします。

続きまして、決算書185ページ、空き家対策事業費、主要施策の成果の説明書249ページになりますが、市内で空き家となっている所有者へ適正に管理するよう指導した、指導件

数30件というふうになっております。

令和3年度におきまして、指導したのは30件ですが、空き家自体はどのぐらいあると把握されているのか、お伺いいたします。

○戸村都市計画課長

空き家と把握している件数でございますけれども、令和3年度末の延べ件数といたしましては707件となっております。

○角委員長

山口委員に申し上げます。1回の質疑時間が20分を越えたので、1度。

○山口委員

これで終わりです。

○角委員長

では、内容をまとめて、最後。

○山口委員

すみません。あと1点で終わります。

707件ありまして、指導したのが30件ということでございます。適正に管理するように指導した30件は、どのような形で指導されたのか、お伺いいたします。

○戸村都市計画課長

近隣の方から電話等で相談を受けまして、所有者を調査いたしまして、現場の写真を撮らせていただきまして、相談内容の主なものとしましては樹木であったり雑草、あとハチ、そういった相談が大多数を占めているんですけども、そういったものにつきまして、所有者宛てに郵便で、所有物件の適正な管理について、通知の方を郵送しているところでございます。

○角委員長

それでは、ほかに質疑はありませんか。

○小菅委員

決算書175ページ、都市施設管理費、説明書233ページです。

事業の概要・成果の中で需用費、施設等修繕料が計上されております、69万円ほどですけれども、八街駅・榎戸駅自由通路内の修繕が5か所ということで、どのような修繕が行われたのか、お伺いします。

○戸村都市計画課長

八街駅・榎戸駅自由通路内の修繕といたしまして、主なものとしましては八街駅南口女子トイレの自動水栓器具交換であったり、八街駅自由通路エレベータードアのモーターバッテリー交換、エスカレーターに関する部品交換となっております。

○小菅委員

榎戸駅は、ついこの間できたばかりで、修繕もそれほどないのかなと思いましたが、それなりの修繕があると理解しました。

管理なんですけれども、エレベーターとかエスカレーターがございまして、管理経費はどこに計上されているのでしょうか。

○戸村都市計画課長

エレベーター、エスカレーターの管理につきましては委託料の方で、専門的な業者の方に定期点検等を委託しております。

○小菅委員

分かりました。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○桜田委員

まず最初に決算書25ページ、使用料ですけれども、都市公園占有料及び使用料の内容を聞かせてください。

○戸村都市計画課長

都市公園占有料及び使用料の内訳といたしましては、ほとんどが自動販売機の場所の使用料となっておりまして、それが36万263円、そのほか11万940円につきましては電柱、東京電力だったりNTT等の電柱使用料となっております。

○桜田委員

例えば、けやきの森公園をイベントで使う場合、1日どのぐらいの料金が設定されていますか。

○戸村都市計画課長

けやきの森公園につきましては、全体を丸一日使ったとして6万円弱です、5万8千円ぐらいというところです。

○桜田委員

決算書169ページ、説明書219ページ、土木総務費なんですけど、事業の概要・成果の中に第1回千葉県道路メンテナンス会議とありますけれども、これにかかった経費はお幾らですか。

○中村道路河川課長

主要施策の成果の説明書の中にあります第1回千葉県道路メンテナンス会議ですが、こちらの会議に参加する旅費で3千円程度でございます。

○桜田委員

第1回とありますけれども、毎年、第1回から始まるんですか。去年の予算書にも第1回メンテナンス会議が載っておりますけれども、その辺はどのようになっていますか。

○中村道路河川課長

すみません。遅くなりました。令和3年度が第1回ということで、令和2年度は行っておりません。今年度、まだ予定としては上がっておりませんが、次回が行われるとすれば第2回になるのではなかろうかと思っております。

○桜田委員

令和2年度決算にも上がっておりますけれども、ちょっと今の話だと食い違ってしまうんですが。

○中村道路河川課長

令和2年度は中止になっているようです。令和3年度が第1回ということになるかと思いません。

○桜田委員

分かりました。

決算書171ページ、説明書222ページ、道路等管理費。

事業名が変わっておりますけれども、何か意味がありますか。前年度までは道路管理費、今回は「等」と入っておりますけれども、何か意味があるのでしょうか。

○中村道路河川課長

令和2年度までは道路管理費という名前だったんですが、令和3年度につきまして、排水施設に係る電気料とか、そういったものも含まれてくるので、財政当局との協議の結果、「等」が入った方がいいんじゃないかという形で、名称を変更したということでございます。

○桜田委員

分かりました。

次に、決算書173ページ、説明書227ページでございますけれども、事業の概要・成果の中で、いわゆる昨年度の事故を受けて様々な工事をやられておりますけれども、この中の外線の引き直しやグリーンベルト、市内を回ってみますと、至るところでやられております。

令和3年度の決算カード暫定版が出ているんですけれども、一番下の方に大規模事業という項目があります。道路整備事業で令和3年度、全体事業費は9億2千800万円ぐらい、このうち財源措置は地方債で5億1千万円、一般財源から1億1千万円と出ているんですけれども、外線とグリーンベルトにかかった経費は、このうち幾らになるか、分かりますか。

○中村道路河川課長

申し訳ございません。細かく算出していないので、今現在は数字が分からない状態です。

○桜田委員

収支が分からないと。

外線とグリーンベルトは耐用年数が多少は違うのかなと思うんですけれども、耐用年数は何年と設定して事業を進められているんですか。

○中村道路河川課長

明確に耐用年数という形では明記されていないと思うんですが、ペイント式というものと、もう一つ、きちんとした機械を使って引く部分があるんですけれども、高規格の部分に関しますと10年程度もつものもあるんですが、そこにタイヤが乗ったり、曲がり角やT字路、そういった形によじられてしまいますと、5年ぐらいですり減ってしまう部分があるかと思えます。

○桜田委員

なぜこんな質問をしているかという、本当に一生懸命にやられているのは分かるんですけれども、白線とか外線、グリーンベルトはやはり消耗しますので、5年に1度ぐらいは引き直しをしなきゃいけないわけですよ。16号線の事故は明らかに飲酒運転の事故ですから、

本来はやるべきことをやっていたら、例えば外線とグリーンベルトを引いていたら、市には何の非もなかったわけですよね。この事業に4億円かかっているんですよ、4億円。また5年後に4億円を投じてやらざるを得ない、1回引いてしまったら。1回引いてしまったら、色が薄くなれば、地域住民から、薄くなったから直してくれと、当然上がってきますよね。その辺も見込んで、事業をやられたんですか。

○中村道路河川課長

これに関しては、そういったランニングコストを見込んでというよりは、緊急一斉点検とか、そういった形もございしますが、千葉県だけではなく全国的な話でございまして、今現在、交通安全を主に進めなさいというのは千葉県知事の強い意志でございまして、これについて、国の補助金もついている中でやっていながら、交通安全を進めることが使命ということでやらせていただいたものでございますので、今後そういったものに補助金がつかない可能性がある中では厳しい部分もございしますが、安全を守るために、そういった部分が消えてくれば順次、一気ににはできませんが、少しずつでも進めてまいりたいと考えております。

○桜田委員

事業は一時の流れに乗ってやるのではなくて、やはり財政の将来性を考えてやるべきだと思うんですよね。そういう意味で、冷静な対応をしてくれと、何度も言っておりますけれども、やはり冷静に対応すべきである。このことを申し上げて、終わります。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了いたします。

経済建設常任委員以外で質疑のある方は入場してください。

次に、経済建設常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○丸山委員

私は3分しかございませんので、早口ですみません。

決算書25ページ、使用料及び手数料の中の土木使用料について、お伺いいたします。

市営住宅使用料なんですけど、2千987万6千440円の収入未済額となっております。これにつきまして、お伺いいたしますが、滞納世帯数は毎年増えているわけなんですけれども、どのような特徴があるのか、それから最長何年となっているのか、お伺いいたします。滞納世帯数から、お伺いいたします。

○戸村都市計画課長

滞納額2千987万6千440円の滞納世帯数につきましては、61世帯となっております。そのうち、現年分に係る滞納世帯数は25世帯、滞納繰越分に係る滞納世帯数は53世帯、駐車場に係る滞納世帯数は24世帯となっております。

単純計算するとオーバーしますけれども、重複している部分を除きますと61世帯が滞納世帯となっております。一番月数が多い滞納につきましては116か月分、平成24年度分

から令和3年度分ということで、金額にいたしまして約110万円となっております。

金額の方で滞納が一番大きいものにつきましては、平成13年から平成31年度分までの76か月分で、駐車場代を含めまして約287万円となっておりますが、こちらについては本人がもう死亡しておりますし、連帯保証人もいないという状況でございます。

このうち、分納されている方が16世帯ございます。また、本人は死亡されているのが15世帯。所在不明が7世帯。本市だったり他市で生活保護を受けている方が4世帯。無職になってしまったなどによって分納が止まってしまっている方が19世帯となっております。

○丸山委員

今、特徴をお伺いしたところなんですけど、まず1点は平成25年度から滞納があるということなんですけれども、民法第169条が適用されて、5年で消滅時効があるのではないかとというのが1点と。

それから、無職になってしまって家賃が払えないという点について、こういった対応策はもっといろいろあろうはずなんですけれども、放置してしまっただけではまずいのではないかとこのように思いますが、その辺の対応策はどのようになさったのか。

○戸村都市計画課長

今のご質問でございますけれども、このような状態にしておくことは良好な状態とは言えないため、市といたしましても債権放棄については検討しなければならないと考えております。地方自治法等によりまして、債権に係る債務者が無資力またはこれに近い状態等にあるときは債権を放棄して債権の免除をすることができるという旨の規定もございますので、その辺について、調査研究してまいりたいと考えております。

○角委員長

20分経過いたしましたので、よろしいでしょうか。

○丸山委員

はい。

○角委員長

これで、経済建設常任委員以外の質疑を終了いたします。

経済建設常任委員以外は退場してください。

これから、審査順5、歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出10款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費に関する事項、歳出10款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費の審査を行います。

最初に、経済建設常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了いたします。

経済建設常任委員以外で質疑のある方は入場してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了いたします。

会議中ですが、ここで10分間休憩いたします。

執行部の皆様に申し上げます。この後の審査に係る職員以外は退席して結構です。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時09分)

○角委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、審査順6、議案第15号、令和3年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての審査を行います。

最初に、経済建設常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了いたします。

経済建設常任委員以外で質疑のある方は入場してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了いたします。

これから、審査順7、議案第16号、令和3年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての審査を行います。

最初に、経済建設常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了いたします。

経済建設常任委員以外で質疑のある方は入場してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了いたします。

以上で、経済建設常任委員会所管事項審査を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

ご異議なしと認めます。

27日は午前9時から、引き続き特別委員会を開催し、文教福祉常任委員会所管事項の審査を行います。

ご苦労さまでした。

(延会 午後 3時12分)